

旭川市の子ども・子育て環境の現状と 取組の方向性について

(平成30年度版)

あさひかわ



旭川市 平成30年(2018年)8月

はじめに

本市では、旭川市子ども条例や旭川市子ども・子育てプランに基づき、子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組んでいます。

これらの取組を効果的に進めていくためには、特に、市民が様々な形で子どもやその保護者と関わりを持ち、深めていくことにより、子どもの育ちや子育てを市民全体で支える地域社会を醸成していくことが必要であると考えています。

「旭川市の子ども・子育て環境の現状と取組の方向性について」は、地域において子育てで家庭との関わりを持つ方々に、より充実した情報提供を行うとともに、子どもやその保護者とのつながりを深めていくきっかけとなるよう作成しました。

なお、本冊子は、旭川市子ども条例第15条に基づく広報及び啓発の取組として作成するものであり、旭川市子ども・子育てプランに係る進捗状況報告書を兼ねています。

目 次

第1部 本市の子ども・子育て環境の現状

- 1 少子化の状況について・・・・・・・・・・ P 2
- 2 子育て家庭について・・・・・・・・・・ P 6
- 3 子どもの育ちについて・・・・・・・・・・ P 12

第2部 本市の取組の方向性

- 1 旭川市子ども条例・・・・・・・・・・ P 16
- 2 旭川市子ども・子育てプランの概要・・・・・・・・ P 17
 - * 基本方向1 子育てを支える・・・・・・・・ P 18
 - * 基本方向2 子どもの育ちを支える・・・・・・・・ P 29
 - * 基本方向3 子どもの主体性を育む・・・・・・・・ P 34
 - * 基本方向4 社会全体で支える・・・・・・・・ P 39

第3部 計画の進捗状況及び個別事業一覧・・・・・・・・ P 45

第 1 部 本市の子ども・子育て環境の現状

1 少子化の状況について

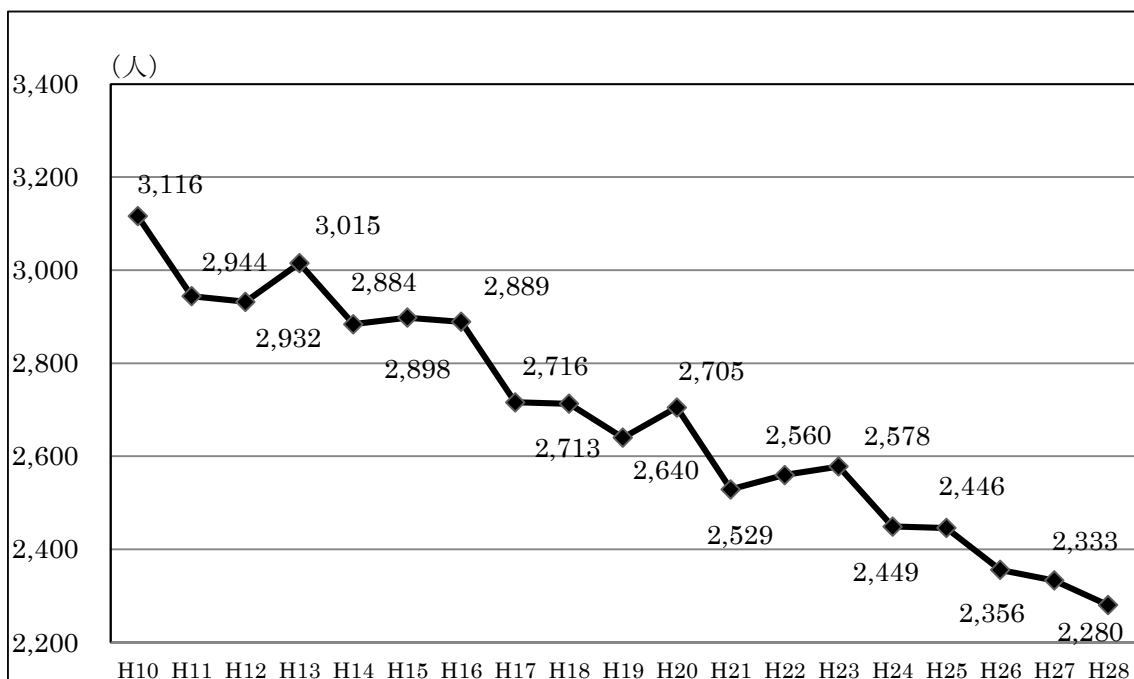
(1) 出生の状況

本市の出生数は減少傾向にあり、平成10年の3,116人から平成28年の2,280人へと26.8%減少しています。

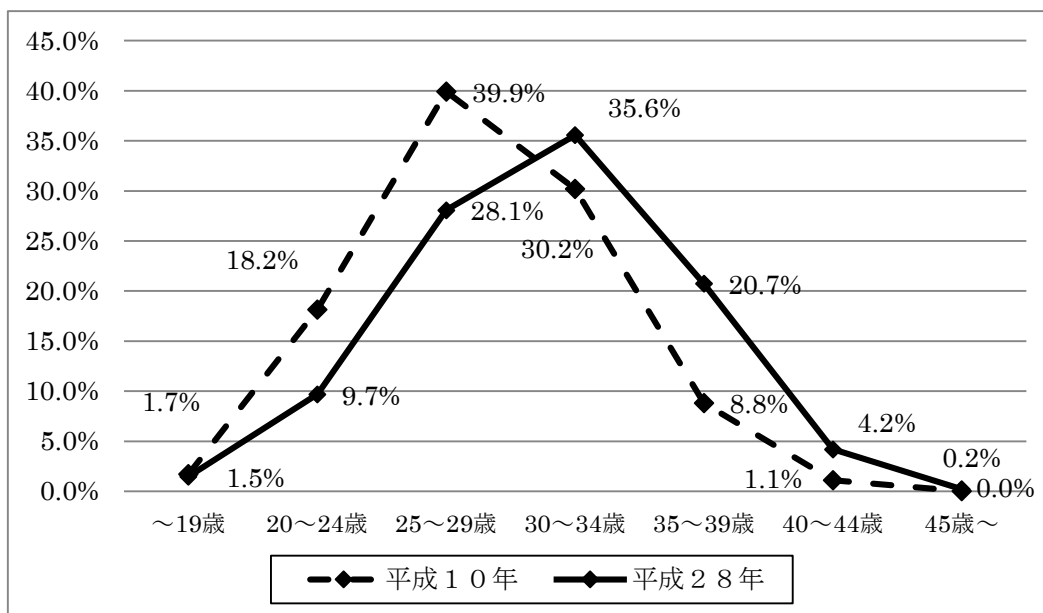
これを母親の年齢別にみると、出生数に占める29歳以下の割合が平成10年の59.8%から平成28年の39.3%へと減少しているように、出産年齢の高齢化が進んでいます。

また、本市の合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当）は、近年、下げ止まりの傾向にあり、平成28年は1.32となっていますが、長期的に人口が維持される人口置換水準（2.07）を大きく下回っています。

旭川市：出生数の推移（旭川市保健衛生年報）



旭川市：母親の年齢階級別出生数（構成比）の推移（旭川市保健衛生年報）



旭川市・北海道・全国 合計特殊出生率の推移（厚生労働省 人口動態統計）

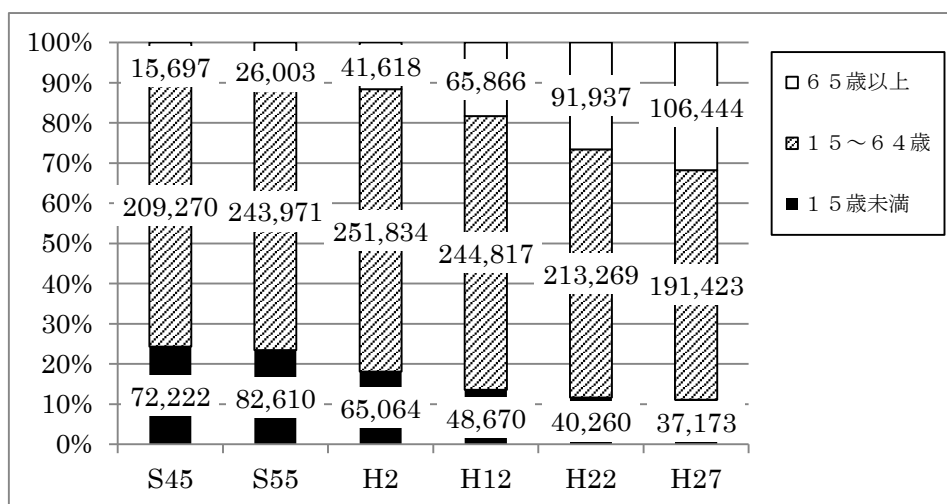
区分	合計特殊出生率			出生率		
	旭川市	北海道	全国	旭川市	北海道	全国
平成20年	1.24	1.20	1.37	7.7	7.4	8.7
平成21年	1.20	1.19	1.37	7.3	7.3	8.5
平成22年	1.24	1.26	1.39	7.4	7.3	8.5
平成23年	1.28	1.25	1.39	7.5	7.2	8.3
平成24年	1.24	1.26	1.41	7.3	7.1	8.2
平成25年	1.28	1.28	1.43	7.2	7.1	8.2
平成26年	1.28	1.27	1.42	7.0	6.9	8.0
平成27年	1.31	1.31	1.45	7.0	6.8	8.0
平成28年	1.32	1.29	1.44	6.8	6.6	7.8
平成29年	—	1.29	1.43	—	6.4	7.6

(2) 人口の推移

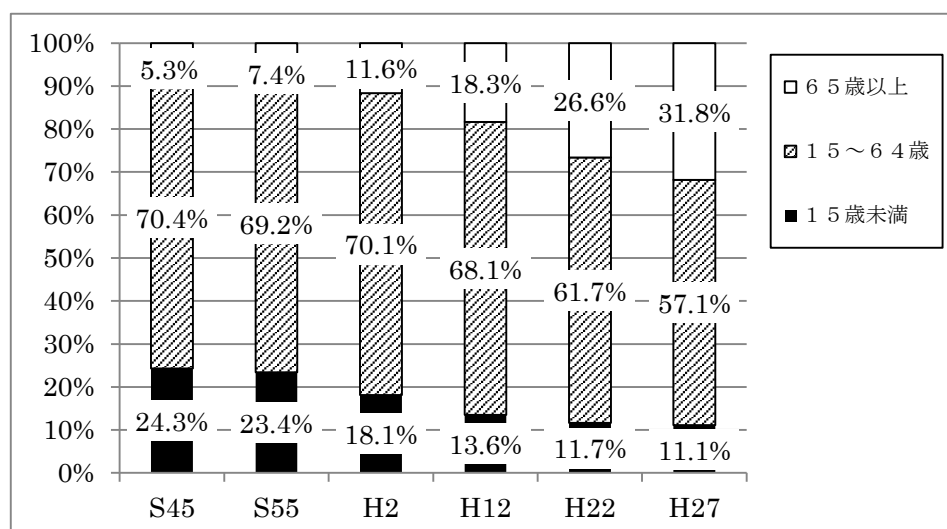
本市の人口は依然として減少傾向にあり、15歳未満の人口は、昭和45年の72,222人から平成27年の37,173人へ、45年間で約35,000人減少しています。その一方、65歳以上の人口は同期間において15,697人から106,444人へと90,000人余り増えています。

その結果、本市の人口に占める15歳未満の人口が24.3%から11.1%、65歳以上の人口は5.3%から31.8%へと大きく変化しており、全国平均よりも少子高齢化の進行の度合いが進んでいます。

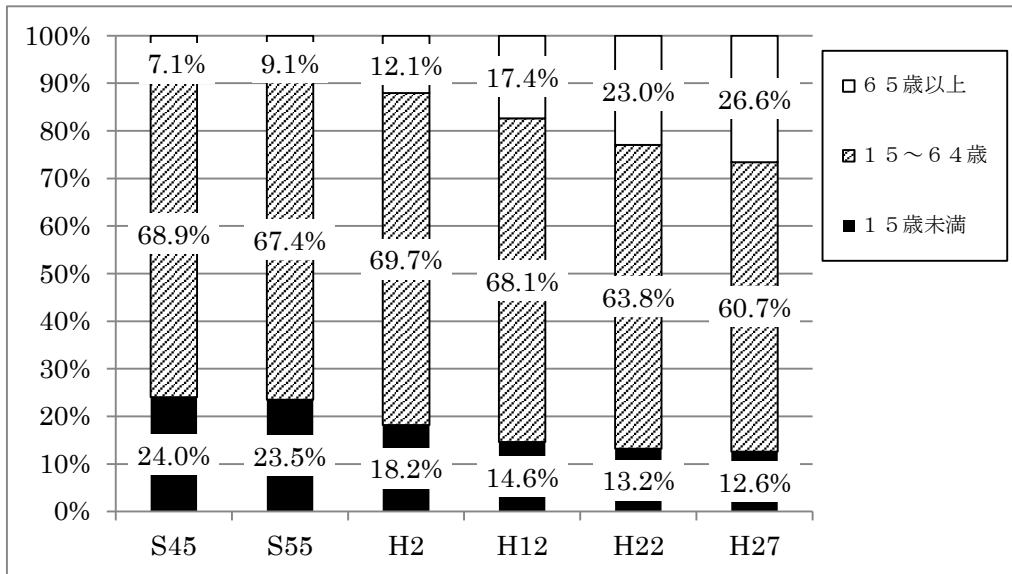
旭川市：年齢（3区分）別人口の推移（国勢調査） (人)



旭川市：年齢（3区分）別人口構成比の推移（国勢調査） (%)



全国：年齢（3区分）別人口構成比の推移（国勢調査） (%)



(3) 少子化の要因

少子化についての国による要因分析によれば、日本においては諸外国と比べて、結婚と出産が密接な関係にあることが特徴的とされています。

結婚については未婚化のほか、晩婚化も進んでおり、生涯未婚率も高くなってきている現状にあります。

また、国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第15回出生動向基本調査」によると、夫婦の理想とする子どもの数は2人以上となっていますが、実際には、平均現存子ども数が2人未満となっており、理想と現実にギャップが生じています。なお、理想の子ども数を持たない最大の理由としては、妻の年齢にかかわらず、子育ての費用が挙げられています。

少子化対策については、子育て支援施策の充実はもとより雇用状況の改善、労働環境の整備、男女共同参画の推進等、総合的な対策が必要となっています。

2 子育て家庭について

本市では、子ども・子育て支援に関する計画策定の基礎資料とするため、定期的に子育て中の保護者を対象としたアンケート調査（以下「ニーズ調査」という。）を実施しています。

これまでのニーズ調査の結果を基に、特徴的な内容を整理します。

(1) 子育て中の保護者の不安感

ア 就学前児童を持つ保護者の状況

【子どもに関する悩み】

- ・ 「子どもの教育に関すること」を選択した割合が最も高く、就学前児童を持つ保護者に対して、就学後を見据えた教育に関する助言や情報提供が必要です。
- ・ 「発達・発育に関すること」と「食事や栄養に関すること」を選択した割合は、小学校児童を持つ保護者と比べて高く、乳幼児健康診査や関連する相談業務等により、保護者の不安を和らげたり、子どもにとって望ましい支援につなげていく取組の充実が必要です。

【自分のことに関する悩み】

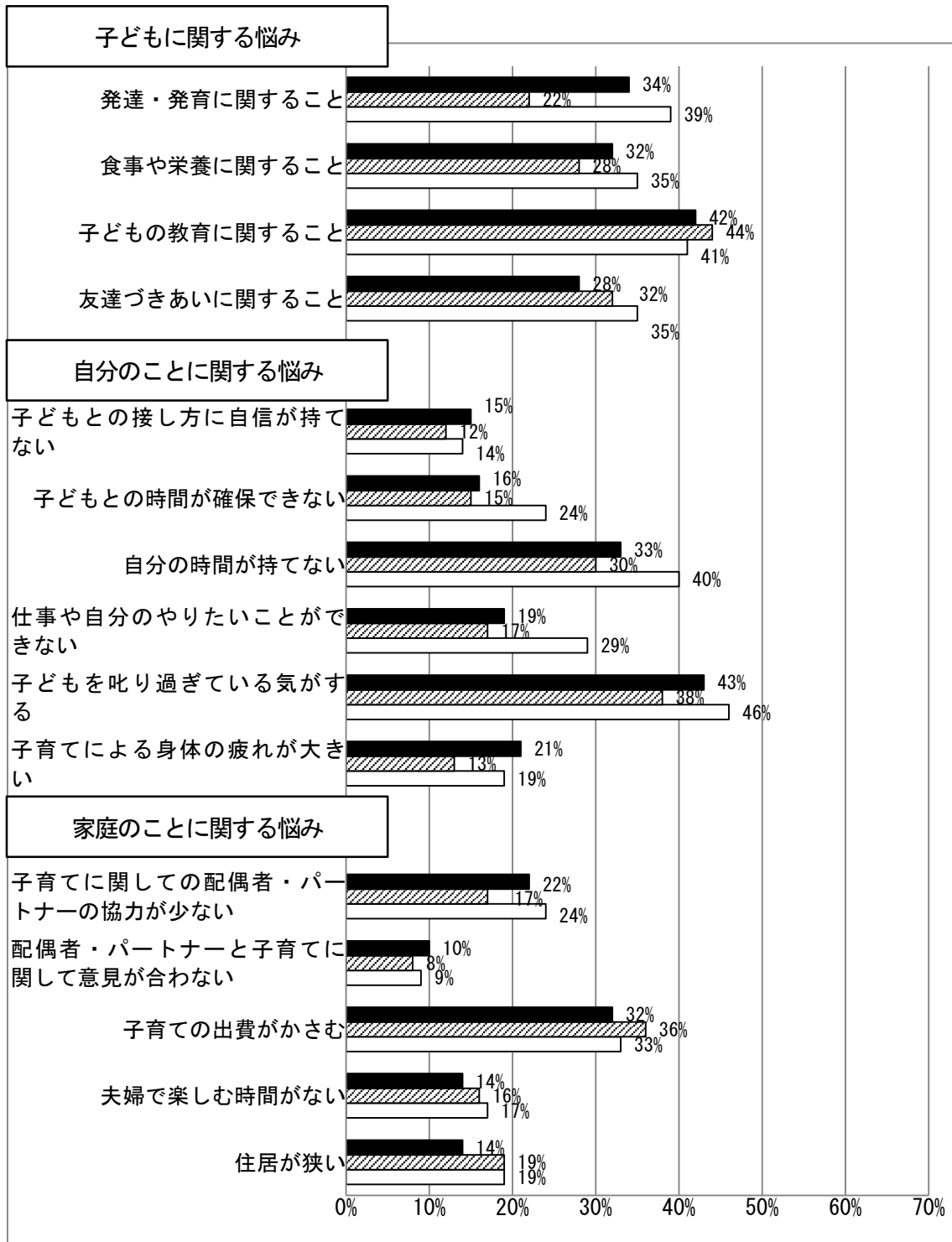
- ・ 「子どもを叱り過ぎている気がする」と「子どもとの接し方に自信が持てない」を選択した割合が前回調査時と比べて増加しており、身近な場所で、気掛かりと感じた段階で不安を軽減する取組が必要です。
- ・ 「自分の時間が持てない」や「子育てによる身体の疲れが大きい」を選択した割合が前回調査時と比べて増加しています。子どもを一時的に預かる事業を行っており、これらの事業等の周知も図っています。

【家庭のことに関する悩み】

- ・ これまでの調査時と同様、「子育ての出費がかさむ」を選択した割合が最も高くなっています。
- ・ また、国の調査分析によれば、2子目、3子目を出産する意識に影響するものとして、配偶者・パートナーの協力の有無が挙げられています。

ニーズ調査において、関連する項目を見ると、「配偶者・パートナーの協力が少ない」や「配偶者・パートナーと意見が合わない」を選択した割合が前回調査時と比べて増加しています。

就学前児童を持つ保護者が感じている悩みの状況



イ 小学校児童を持つ保護者の状況

【子どもに関する悩み】

- ・ これまでの調査時と同様、「子どもの教育に関すること」と「友達づきあいに関すること」を選択した割合が高い状況にあります。これらの項目は、就学前児童を持つ保護者においても選択した割合が高く、関係部局が連携して、情報提供や相談体制の充実に取り組んでいくことが必要です。

【自分のことに関する悩み】

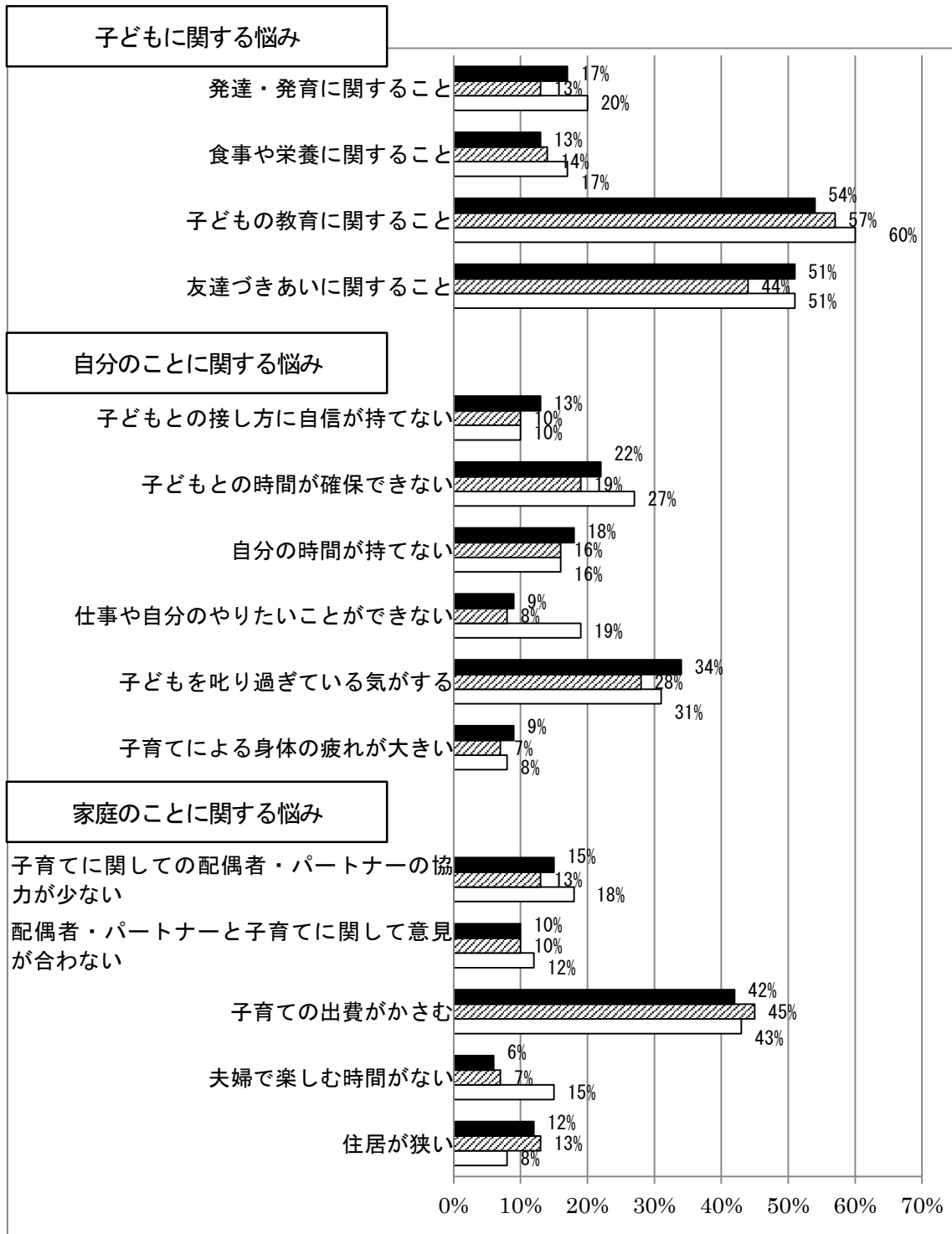
- ・ 就学前児童を持つ保護者と同様、「子どもを叱り過ぎている気がする」と「子どもとの接し方に自信が持てない」を選択した割合が前回調査時と比べて増加しています。

身近な地域で子育て中の保護者が気軽に訪れ、親子同士の交流や子育てに関する悩みや不安の相談をできる拠点の整備を進めていくことが必要です。

【家庭のことに関する悩み】

- ・ これまでの調査時と同様、「子育ての出費がかさむ」を選択した割合が最も高くなっています。

小学校児童を持つ保護者が感じている悩みの状況



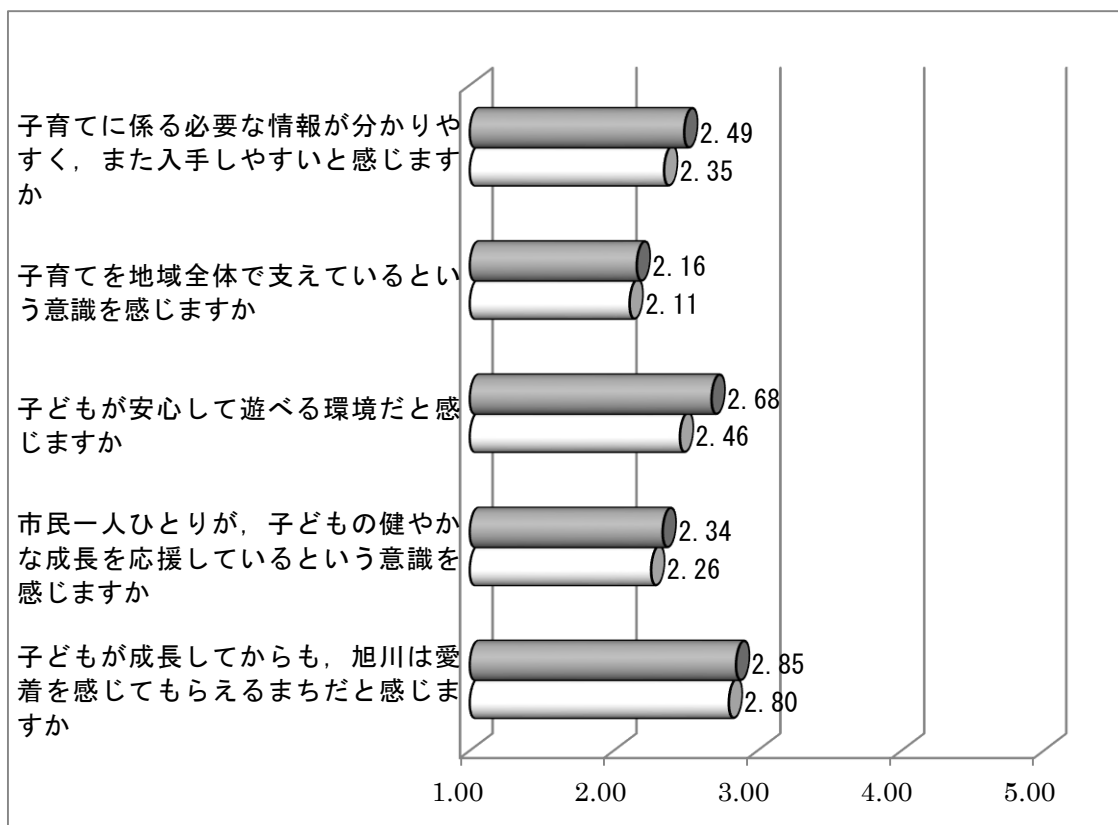
(2) 子育て環境の満足度

ア 就学前児童を持つ保護者

各項目についての満足度を、1（低い）から5（高い）までで質問したところ、就学前児童を持つ保護者については、いずれの項目についても前回調査時と比べて満足度が高くなっています。

しかしながら、依然として、いずれの項目も中間点（3）以下の状況であり、特に、地域との関わりに関する項目は満足度が低い状況にあります。

就学前児童を持つ保護者の子育て環境に対する満足度

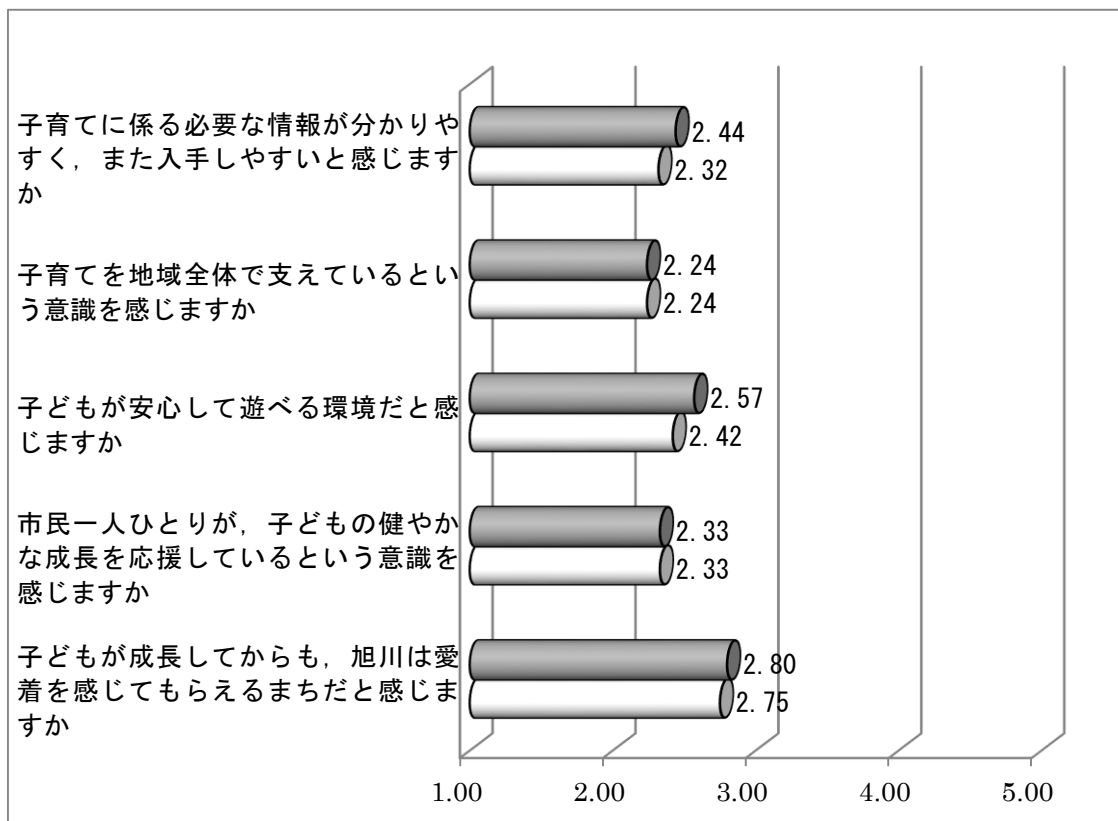


イ 小学校児童を持つ保護者

就学前児童を持つ保護者については、いずれの項目についても前回調査時と比べて満足度が高くなっていますが、小学校児童を持つ保護者については、地域との関わりに関する項目について、前回調査時と同程度となっています。

なお、依然として、いずれの項目も中間点（3）以下の状況にあります。

小学校児童を持つ保護者の子育て環境に対する満足度

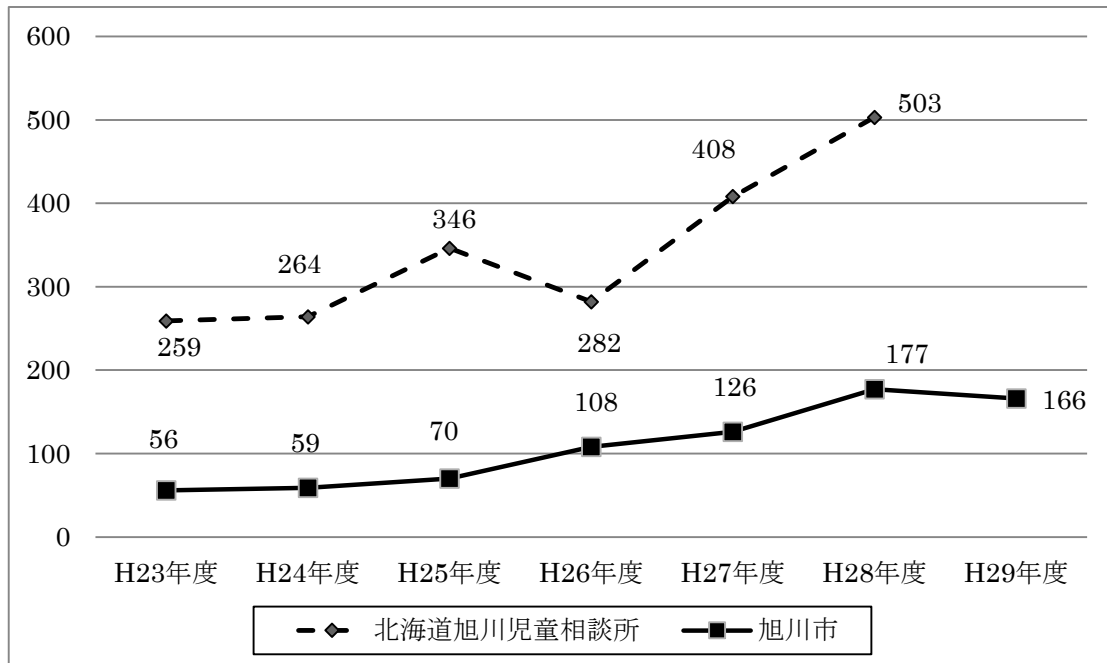


3 子どもの育ちについて

(1) 児童虐待

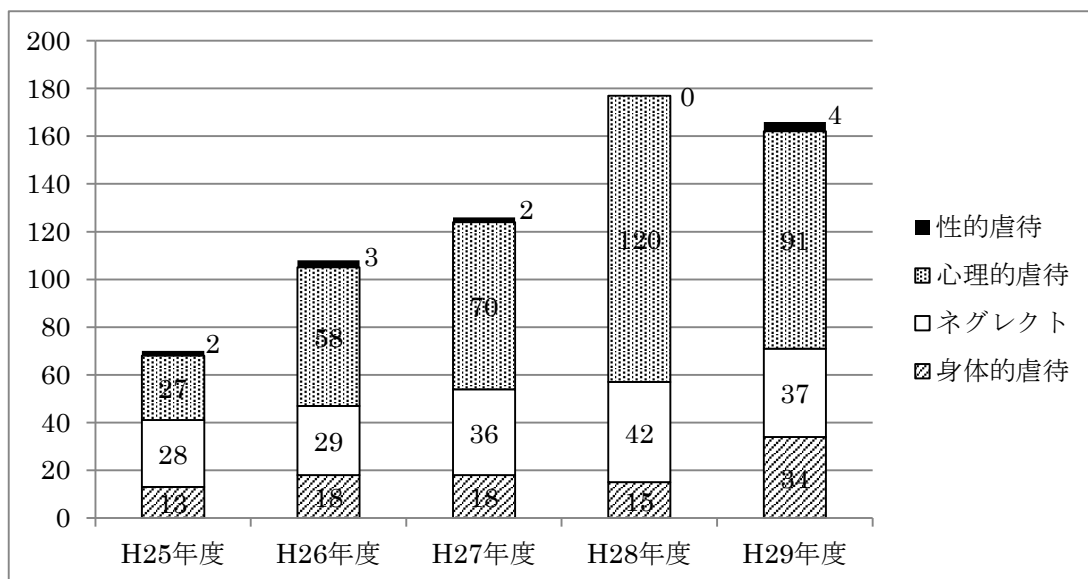
全国と同様、本市においても児童虐待に関する相談が増加傾向にあり、虐待種別としては心理的虐待が年々増加しています。

旭川市・北海道旭川児童相談所における児童虐待対応件数の推移（件）



※北海道旭川児童相談所は、旭川児童相談所管内分の件数。

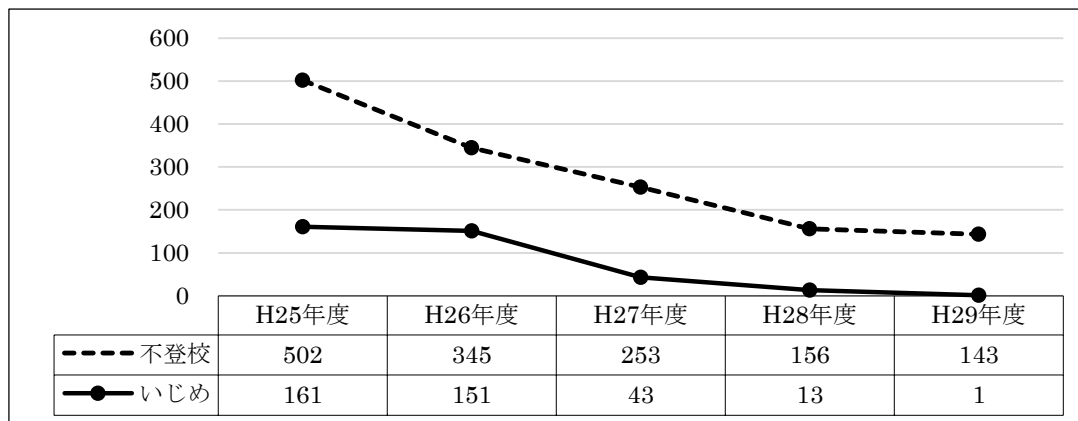
旭川市における種別別児童虐待対応件数（件）



(2) 不登校及びいじめ

本市における不登校及びいじめの相談件数は平成25年度をピークに減少傾向にあります。

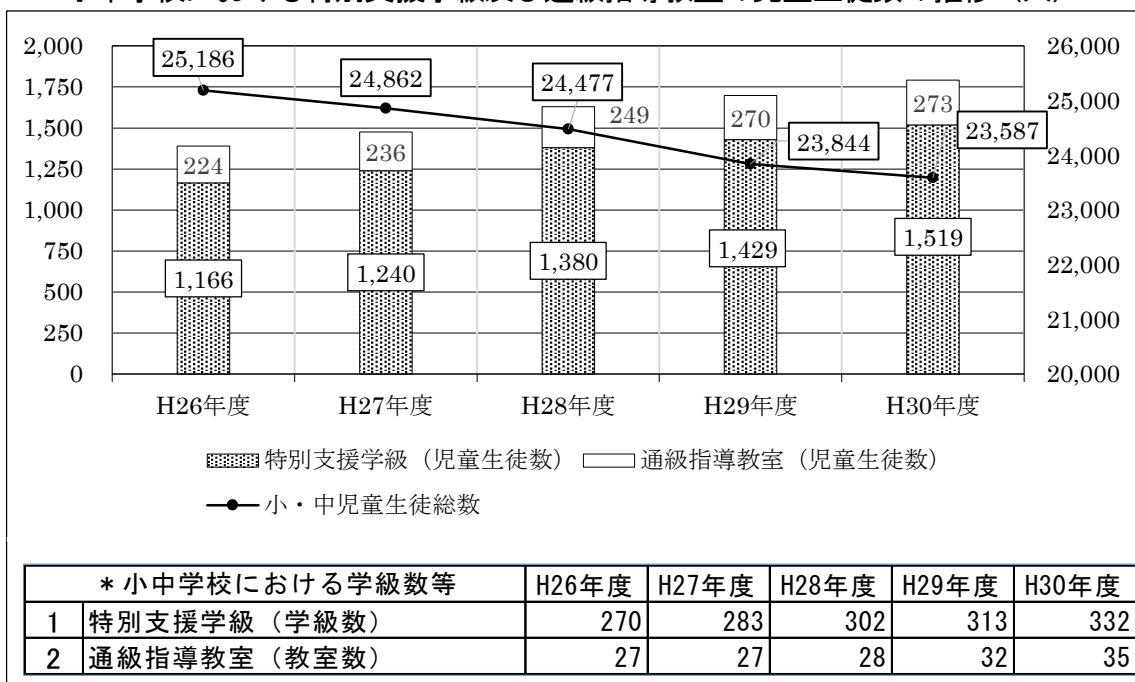
旭川市子ども総合相談センターにおける不登校・いじめの相談延べ件数の推移（件）



(3) 特別支援学級及び通級指導教室の状況

本市における特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒数は、いずれも増加傾向にあり、平成26年度と平成30年度を比較すると、小学校と中学校を合わせて402人増加しています。

小中学校における特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒数の推移（人）

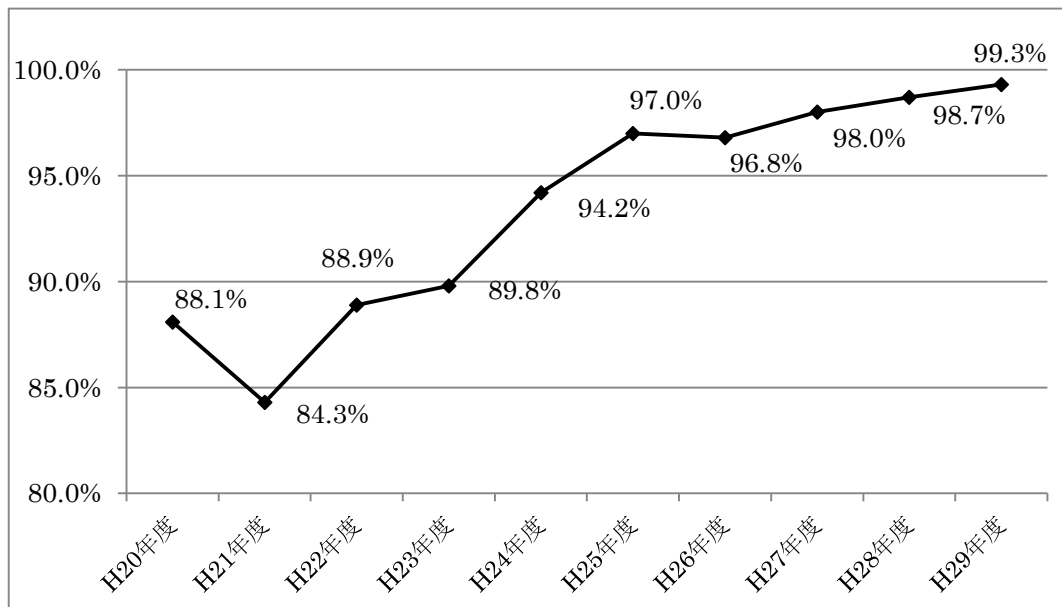


(旭川市 各年度5月1日現在)

(4) 就職の状況

新規高校卒業者の就職内定率は上昇傾向にあり、平成29年度は、99.3%と高い状況になっていますが、北海道における新規就職者の3年以内の離職状況をみると、新規高卒、新規大卒において、離職率は全国平均よりも高い状況にあります。

新規高校卒業者の就職内定率の推移（%）



※旭川公共職業安定所管内分

(旭川公共職業安定所 各年度3月末)

新規就職者の3年以内の離職状況（%）

卒業年次		卒業時から平成29年3月までの間における離職率		
		区分	新規高卒就職者	新規短大卒就職者
H26年3月	北海道	46.9%	43.7%	37.1%
	全国	40.8%	41.3%	32.2%
H27年3月	北海道	34.3%	29.2%	26.1%
	全国	29.7%	30.2%	22.3%
H28年3月	北海道	21.5%	16.5%	13.8%
	全国	17.2%	17.4%	11.3%

(北海道労働局)

第2部 本市の取組の方向性

1 旭川市子ども条例

本市は、子どもの夢や希望を市民全体で支えるまちの実現を図るため、平成24年3月に旭川市子ども条例を制定しました。

この条例は、市民全体で取り組んでいく上での行動指針として制定したものであり、特に、共有したい内容を前文に規定しています。

条例に基づく関連施策の進め方については、旭川市子ども・子育てプランとして整理しており、次項において、同プランの内容を中心に主な取組等を紹介していきます。

旭川市子ども条例（前文）

子どもは、大人からの愛情を受けることにより、自分や他者を大切にする心を育み、自ら考え、行動することにより、多くのことを学び、経験することを通して生きる力を育みます。大人は、子どもと価値観が異なることがあっても、自ら考え、行動することが子どもの権利であると認識して、子どもを見守り、又は導くことが大切なことであり、その権利は社会全体が尊重していかなければなりません。

旭川市は、豊かな自然と様々な都市機能とを併せ持った、まちづくりに大きな可能性のあるまちです。将来を担う子どもが夢や希望を抱きながら様々な交流や活動をし、挑戦することを通して、優しさやたくましさを育むことが、自ら未来を切り開く力を養い、さらには、活力のあるまち、いつまでも住み続けたいと思えるまちの実現につながります。

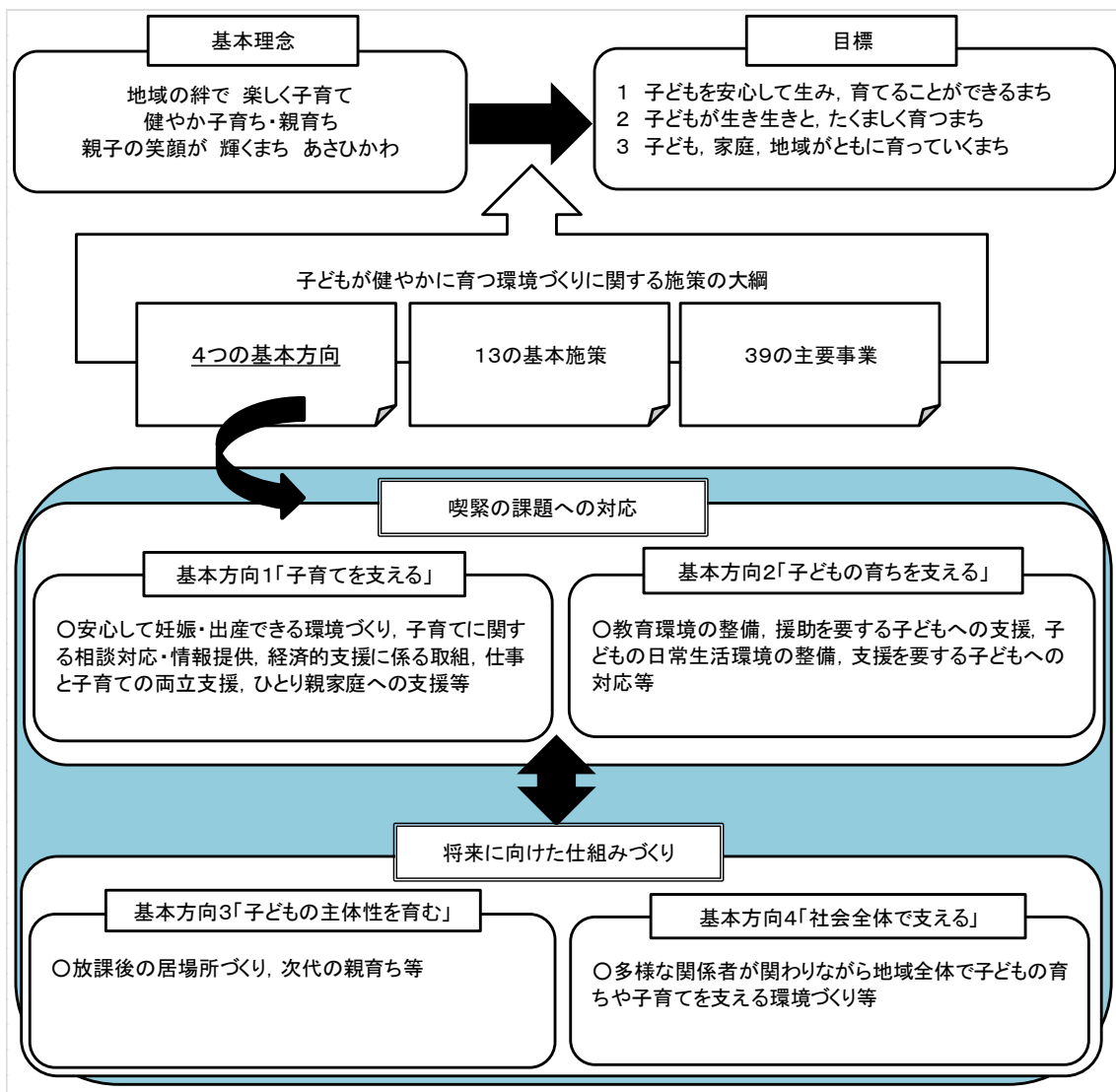
ここに、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する基本理念を明らかにし、市民全体で共有するとともに、市民一人一人が自らの役割を認識し、行動することにより、子どもの夢や希望を支えるまちの実現に寄与するため、この条例を制定します。

※ 旭川市子ども条例の条文全体については、旭川市ホームページを御覧ください。

2 旭川市子ども・子育てプランの概要

本市では、子どもの育ち・子育て支援環境の充実にに向けた取組を計画的に進めるため、旭川市子ども・子育てプラン（期間：平成27年度～平成31年度）を策定し、施策ごとに整理しながら具体的な事業を実施しています。

本プランは、これまでの取組の総括等を踏まえ、目標実現に向けた取組の手法として、待機児童解消や児童虐待など喫緊の課題への対応とともに、子どもの育ちと子育てを地域で支えるための環境づくりや、子どもに対する次代の親育ちなど将来を見据えた仕組みづくりに係る取組を推進します。



基本方向 1 子育てを支える

子どもを安心して生み、育てることができるよう、子育て中の保護者に対する支援を通じて、子育てに関する多様な不安感の軽減に向けて取り組みます。

基本施策 1 妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援

(施策の概要)

就学前児童を持つ保護者において、子どもの発達・発育について不安を感じている保護者の割合が高い状況にあります。本市では、子どもの発達・発育の状況を把握し、必要な支援につなげるため、乳幼児健康診査や発達支援相談に取り組んでいます。

平成30年度は、産後うつ予防などを目的に、心身の不調や育児困難を抱える生後4か月未満の母子への支援として産後ケア事業を実施します。また、出産後間もない時期に受診する産婦健康診査への助成を新たに行います。

(関連する主な取組)

妊婦健康相談・診査の推進	・妊産婦健康診査等に係る費用の助成
親となることの準備支援	・母子健康手帳の交付
不妊対策の推進	・不妊治療費の助成
母子保健・医療体制の充実	・赤ちゃん訪問の実施 赤ちゃんの生まれた家庭に、保健師、助産師又は保育士が訪問し、育児相談等を受けます。
	・特定妊婦等への相談支援
	・乳幼児健康診査、健康相談の実施
	・産後ケアの実施

旭川市 各乳幼児健診の実施状況（平成29年度）

	4か月児	1歳6か月児	3歳6か月児
①対象者数	2,092人	2,341人	2,309人
②受診者数	2,063人	2,291人	2,232人
③受診率 (②/①)	98.6%	97.9%	96.7%

☆産後ケア事業

平成30年8月から、出産後の心身ともに不安定になりやすい時期に、母親の心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業を実施しています。

1 利用できる方
産後4か月未満の母子で、家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられず、心身の不調又は育児不安等がある方
2 利用内容
旭川市が委託した医療機関・助産所において、宿泊又は日帰りで、母親の心身のケア、赤ちゃんのケア、育児に関する相談や指導を行います。
3 利用可能日数
1回の出産につき、宿泊型・日帰り型を合わせて原則4日間まで (宿泊型は2泊3日まで)
4 利用料金
(1) 宿泊型 1泊3,000円 , (2) 日帰り型 1日1,000円 (・多胎児の場合は、異なる料金となります。 ・市民税非課税世帯、生活保護世帯は半額となります。 ・食事代が別にかかります。)
5 実施機関
(1) 医療法人社団豊和会豊岡産科婦人科医院 (豊岡4の1) (2) JA北海道厚生連旭川厚生病院 (1の24) (3) 助産院あゆる (永山8の15) (4) 市立旭川病院 (金星町1) ※(2)は宿泊型のみ、(4)は日帰り型のみの実施となります。

※お問合せ 子ども総合相談センター (☎26-5500)

基本施策2 子育てに関する多様な不安を和らげるための支援

(施策の概要)

保護者は子育てについての第一義的な責任を持っていますが、家庭環境等により、悩みや不安を家庭や親族、友人知人との関係の中で和らげることができない状況もあります。そのため、悩みが深刻化する前の、気掛かりと感じた段階で解消したり、深刻化した場合でも、速やかに必要な支援につなげられるように各種相談業務等の充実に努めており、地域子育て支援センターと子ども総合相談センターが連携して育児相談などに取り組んでいます。

また、子育てに関する必要な情報を入手しやすい環境づくりに資するため、子育てガイドブックの作成やホームページなどを通じて、子育て世帯への情報発信を進めます。

(関連する主な取組)

相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 子どもや子育てに関する相談窓口の集約・ 地域子育て支援センターと子ども総合相談センター相談業務の連携
子育てに係る情報提供機能の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 子育てガイドブックの作成・ あさひかわこどもーるの運用・ 子育てわくわくカレンダーや、ママパパ情報タウンちゃんの配布・ 地域子育て支援センター等、地域における情報発信機能の充実
家庭教育支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 公民館における家庭教育講座の実施・ 子どもの成長段階に応じた食育について学ぶ機会の提供

☆子育てガイドブックの作成

子育てに関する様々な情報をまとめた冊子を作成し、母子健康手帳交付時や市民課、支所、児童センター等で配布しています。

※お問合せ

子育て支援課子育て企画係（☎25-9128）



☆子育てわくわくカレンダーの作成

子育てや家庭教育に関する講座・イベント情報を集めて毎月発行し、地域子育て支援センター、児童センター、公民館、図書館、市内小児科病院等で配布しています。

※お問合せ 社会教育課（☎25-7190）



☆ママパパ情報タウンちゃんの作成

親子で遊びに行きやすい市内の施設情報を集めて冊子を作成し、市民課、支所、地域子育て支援センター、児童センター等で配布しています。

※お問合せ 社会教育課（☎25-7190）



基本施策3 子育てに関する経済的支援

(施策の概要)

市民一人当たりの所得は、全道と比べると80%台で推移しており、他都市と比べて子育てに関する経済的支援の必要性が高い状況にあるものと考えられます。

そのため、子どもに関する医療費の助成や保育料の負担軽減措置などについて、市独自の取組を行っていますが、本市の厳しい財政状況の中で、事業の優先性を勘案しながら、効果的な支援を進めていく必要があります。

平成30年度は、子どもの医療に関する経済的負担を軽減するため、子ども医療費助成の対象として中学生の通院に係る医療費まで拡充します。また、全日・定時制の私立高校に加えて、通信制私立高校の入学負担金の補助を新たに実施します。

市民一人当たりの所得（単位：千円）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
旭川市	2,049	2,024	2,045	2,033	2,024	2,088	2,091	—
北海道	2,433	2,419	2,462	2,463	2,480	2,542	2,560	2,589
全国	2,843	2,760	2,827	2,805	2,821	2,938	2,981	3,059
全道比	84.2%	83.7%	83.1%	82.5%	81.6%	82.1%	81.7%	—

(平成26年度市民経済計算推計, 平成27年度道民経済計算推計)

中核市における財政力指数の状況

順位	1	2	3	4	4
市名	豊田市	岡崎市	宇都宮市	川越市	豊橋市
財政力指数	1.30	1.00	0.98	0.97	0.97

～ 中核市48市の平均 0.79 ～

順位	44	44	46	46	48
市名	青森市	下関市	佐世保市	旭川市	函館市
財政力指数	0.55	0.55	0.51	0.51	0.46

(総務省：平成28年度地方公共団体の主要財政指標一覧)

※「財政力指数」は、財政を自前の収入でどれくらい賅っているかを表す指標です。

この数値が大きいほど、財政に余裕があることを示しています。

(関連する主な取組)

就園及び就学に係る負担軽減策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料等の負担軽減 ・ 就学に必要な資金の貸付け ・ 私立高校の入学負担金の補助
子ども医療費等の負担軽減策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども医療費の負担軽減措置の実施
子どもの家庭環境の安定に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種手当の支給 ・ 各種資金の貸付け
経済的支援に係る効果的な取組の検討及び実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者負担の考え方の検討 ・ 国等に対する制度創設に係る提案・要望等の実施

☆通信制の私立高校への助成について

通信制の私立高校が入学時負担金等の一部を減免した場合に、その学校に対して減免した額を助成しています。

1 助成対象とする学校
本市に所在する学校教育法に規定する通信制の私立高校 (キャンパス、サテライト及び学習センター等を含む。)
2 対象生徒
上記学校へ入学する者で、本市に住所を有する生徒
3 対象経費
入学時に納入する入学一時金、授業料、その他教材費等
4 助成額
生徒1人につき、15,000円を限度に助成(対象経費の1/3以内)

※お問合せ 子育て支援課子育て企画係 (☎25-9128)

☆子ども医療費助成

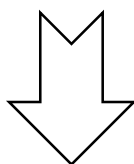
本市では、中学校卒業までの子どもの医療費を助成しています。

平成30年8月から、中学生の通院に係る医療費を新たに助成対象としています。

1 助成内容（医療費の健康保険適用の自己負担額が対象）

(1) 平成30年7月まで

世帯の市民税 課税状況・ 年齢区分		0～2歳	市民税非課税世帯		市民税課税世帯	
			3歳～小学生	中学生	3歳～小学生	中学生
対象 区分	入院	全額助成 (自己負担なし)	全額助成 (自己負担なし)	一部助成 (1割負担)	一部助成 (1割負担)	一部助成 (1割負担)
	通院			<u>助成なし</u> (<u>3割負担</u>)		<u>助成なし</u> (<u>3割負担</u>)



(2) 平成30年8月から

世帯の市民税 課税状況・ 年齢区分		0～2歳	市民税非課税世帯		市民税課税世帯	
			3歳～小学生	中学生	3歳～小学生	中学生
対象 区分	入院	<u>全額助成</u> (<u>自己負担なし</u>)			<u>一部助成</u> (<u>1割負担</u>)	
	通院					

※お問合せ 子育て助成課 (☎25-6446)

基本施策4 乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育ての両立支援

(施策の概要)

本市の就学前児童数は減少傾向にありますが、保育ニーズが高く、認可保育所等の待機児童の解消に向けて、認可保育所の増改築や幼稚園における取組、認可外保育施設から認可保育所・認定こども園等への移行など、既存施設を活用しながら受け皿確保を進めており、本年4月現在で待機児童ゼロを達成しました。

平成30年度は、冬期間の保育ニーズに対応するため、へき地・季節保育所を地域保育所として開所期間の通年化を図るとともに、保育人材の安定的な確保を目的として、若手保育士のための宿舎借上げに対する支援を行います。また、仕事と子育ての両立を支援するため、病気の急性期にある児童を預かる病児保育を新たに実施します。

放課後児童クラブについては、平成30年度に新たに5か所を開設し、今後の利用ニーズへの対応や利用環境の充実を図ります。

(関連する主な取組)

保育環境の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 保育士に対する研修や資格取得、住居確保の支援・ 特別保育事業、病児保育事業の実施・ 認可外保育施設に対する認可施設への移行支援・ 認定こども園への移行支援
幼稚園における教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 幼稚園教諭等に対する研修支援・ 幼稚園型一時預かり事業の実施・ 家庭、保育所、幼稚園、小学校等の連携支援

☆保育士宿舎借り上げ支援事業

保育施設等を運営する事業者に対して、当該保育所等に勤務する保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を助成しています。

✿助成内容

- ・ 対象経費 宿舎の借りに係る経費のうち賃借料・共益費・管理費
- ・ 補助金額 1戸あたり37,500円を限度に助成(対象経費の3/4以内)

※お問合せ こども育成課保育給付係 (☎25-9845)

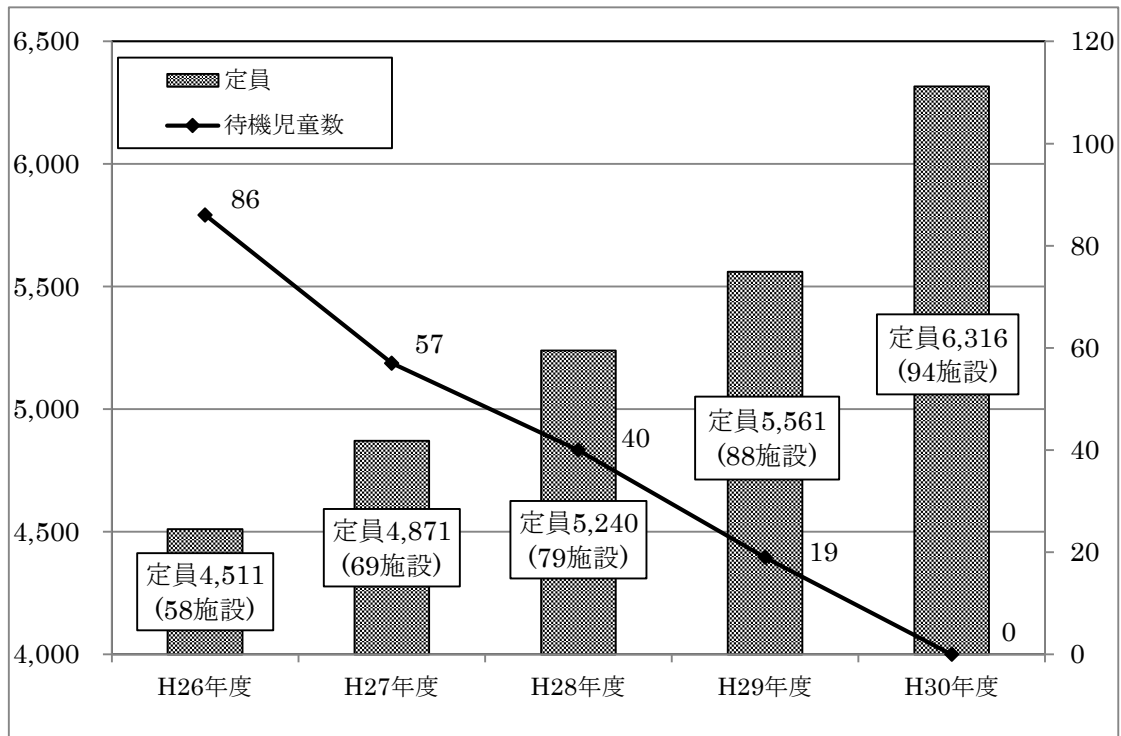
☆病児保育事業（病児対応型）

本市では、子どもが病気の際、保護者に代わり一時的に保育や看護を行う病児保育を行っています。回復期の児童を預かり保育する「病後児対応型」に加えて、新たに急性期の児童を対象とした「病児対応型」を実施しています。

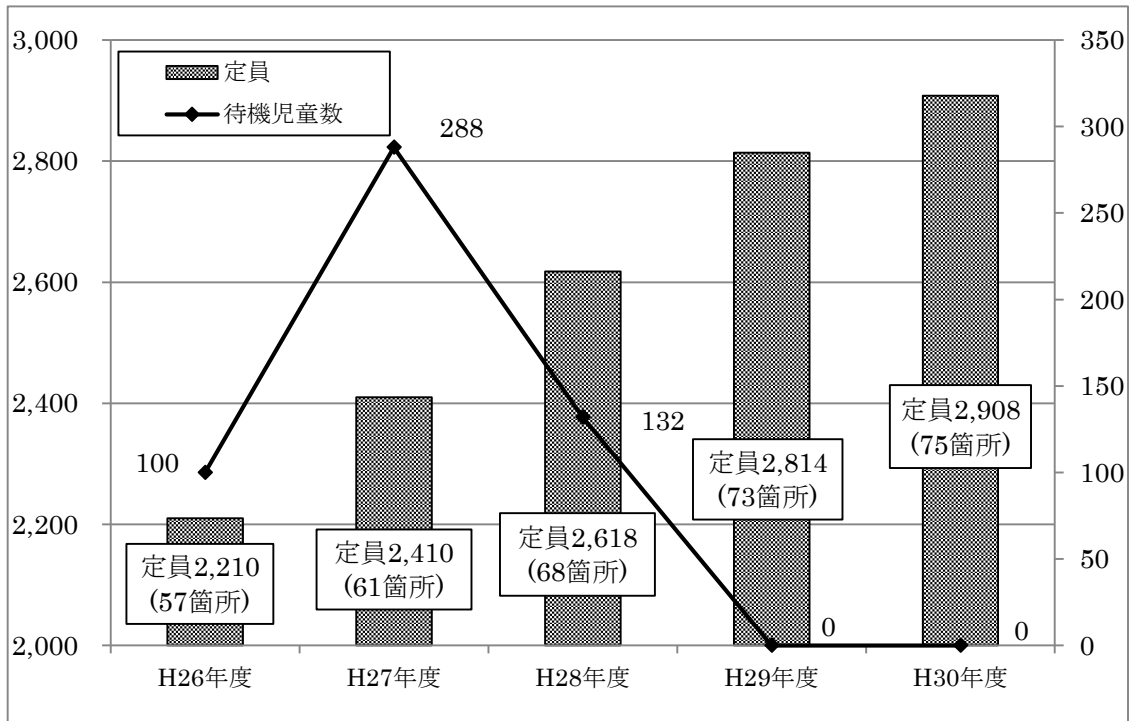
1 利用できる方
次の全ての要件に該当する方 (1) 市内に居住していること (2) 保育所等に通っている生後5か月から小学3年生までの児童 (3) 病気の急性期にあつて集団保育が困難であること (4) 保護者が就労・傷病・出産などで家庭での保育ができないこと
2 利用定員
1日3名
3 利用時間・利用期間
午前8時から午後6時まで。原則として7日以内（連続で利用する場合）。
4 利用料金（児童1人あたり）
(1) 5時間を超える場合 2,000円 （同一疾病による連続利用の2日目以降 1日1,000円） (2) 5時間以内の場合 1,000円 〔 ・ 市民税非課税世帯や生活保護世帯は、利用料が免除になります。 ・ 給食費、お迎えサービス料金は別にかかります。 〕
5 利用場所
北彩都病児保育室まほうのちから（宮下通11）

※お問合せ こども育成課こども事業係（☎25-9106）

旭川市の認可保育所等の定員数と待機児童数（各年度4月1日）（人）



旭川市の放課後児童クラブの定員数と待機児童数（各年度5月1日）（人）



※民設の放課後児童クラブを除く。

※お問合せ こども育成課 認可保育所等 (☎25-9844)
放課後児童クラブ (☎25-9127)

基本施策5 ひとり親家庭への支援

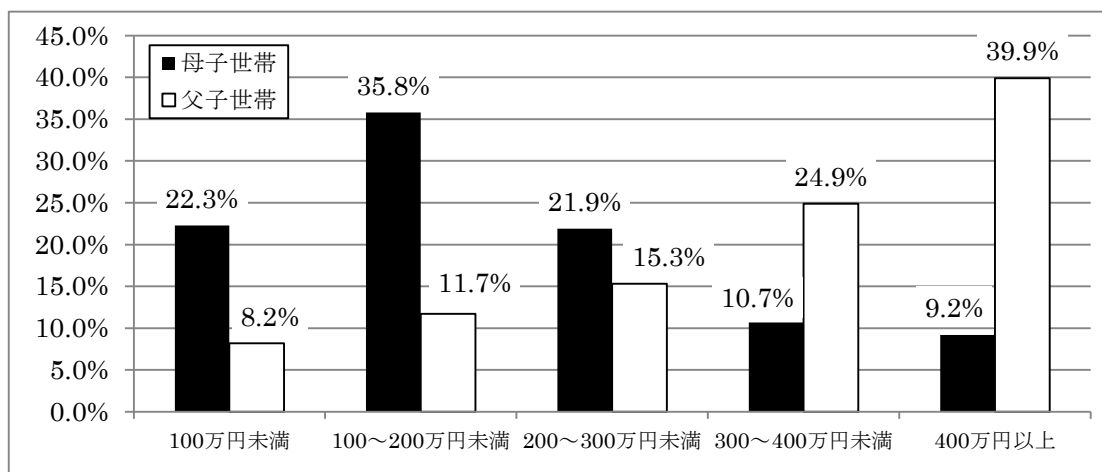
(施策の概要)

ニーズ調査によれば、母子家庭において、「子どもを叱り過ぎている気がする」や「自分の子育てについて、親族・近隣の人、職場など、まわりの見目が気になる」を回答した割合は、就学前児童を持つ母子家庭及び小学校児童を持つ母子家庭のいずれにおいても、前回調査時と比べて増加しています。そのため、母子家庭及び父子家庭に対して、経済的基盤の安定化に向けた取組とともに、家庭の置かれた状況に応じた取組を実施していきます。

(関連する主な取組)

多様な情報の効率的な提供	・ひとり親家庭相談室の設置・運営
子育て・生活支援の充実	・支援員の派遣による家事援助等
就業支援の充実	・母子福祉資金等の貸付 ・母子家庭等自立支援給付金の支給 ・母子家庭等就業・自立支援センターの設置
養育費の確保と経済的支援の充実	・各種手当の支給 ・医療費の助成制度等

母子世帯及び父子世帯における年間就労収入の状況



(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

基本方向2 子どもの育ちを支える

子どもが生き生きと、たくましく育つよう、子どもの教育や日常生活環境の充実に向けて取り組みます。

基本施策1 社会的自立に向けた教育環境等の充実

(施策の概要)

新規学校卒業者の在職期間別の離職状況を北海道と全国と比較すると、高校、短大及び大学のいずれにおいても、離職率は全国平均よりも高い状況にあります。

国の調査によれば、家庭生活や学校生活に楽しさを感じている小中学生の割合は増加傾向にありますが、特に、中学生においては、悩みや心配なことを感じている割合が増加しており、「過去の失敗をくよくよ考えることがある」、「ものごとに集中できない」等についても回答割合が増加しているとともに、「自分に自信がある」を回答した割合が減少しています。

そのため、学童期から思春期の子どもが社会的・職業的に自立できるよう、関係者が連携し、その成長期ごとの特性に応じた教育環境の充実や相談等の支援を行うことが必要です。

(関連する主な取組)

小学校、中学校、高校における教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none">・小中学校施設の整備・私立高校に対する教材・教具の補助・学校における食に関する指導の充実
思春期における健全育成に資する取組の充実	<ul style="list-style-type: none">・飲酒、喫煙や性感染症等についての情報提供と防止に向けた啓発活動・児童生徒の悩みに対する相談支援体制の充実
若年者の雇用環境の充実	<ul style="list-style-type: none">・企業見学会、企業説明会の開催・就職に必要な基礎能力の開発・向上につながる各種講座等の実施

基本施策2 子どもの安全な日常生活環境の整備

(施策の概要)

子どもが関係している交通事故の件数は減少傾向にあり、平成29年は67件となっています。その内訳は、歩行中が5件、自動車・自動二輪乗車中が25件、自転車乗車中が36件、その他が1件です。

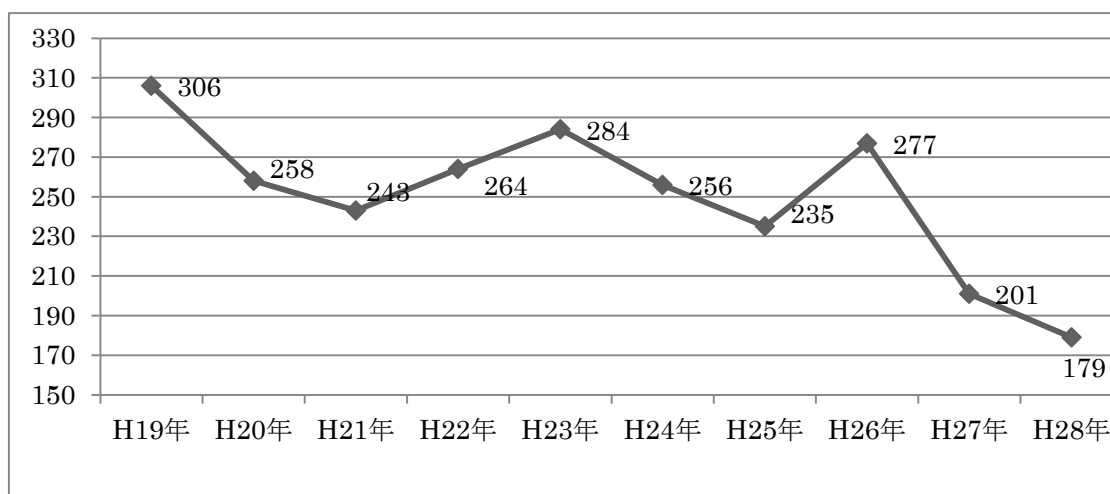
また、子どもが福祉犯被害にあった状況を見ると、平成19年の306件から平成28年の179件と大きく減少しています。また、刑法犯少年の数は、平成20年の349件から平成28年の144件と大きく減少しているものの、そのうち14歳未満が占める割合は増加しています。

そのため、家庭や学校、地域や警察等が連携して、子ども自身が交通ルールについて学ぶとともに運転者も子ども特有の行動を理解することや、犯罪の被害から守るための取組、非行少年等の立ち直り支援等に取り組んでいくことが必要です。

(関連する主な取組)

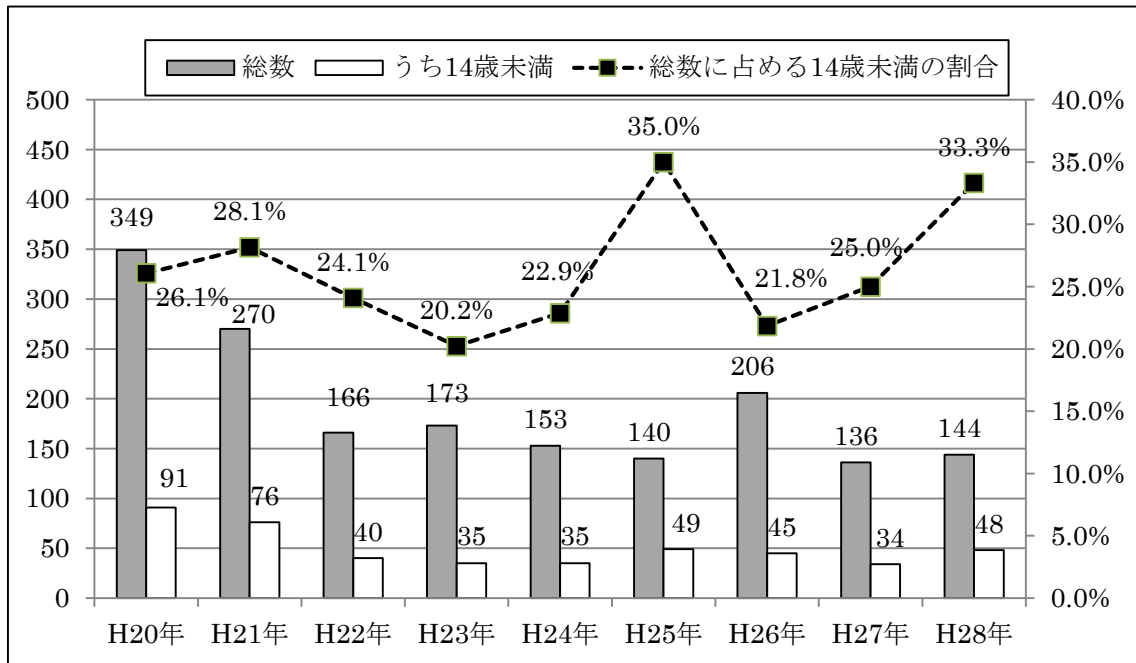
交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全運動の実施 ・交通安全教室の実施 ・スクールゾーン、交通安全施設の整備等
少年犯罪の防止と犯罪等の被害から守るための活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種パトロール活動の実施 ・非行少年の立ち直り支援 ・青少年にとって有害な環境の浄化に向けた各種活動

北海道内の福祉犯被害少年の状況（人）



(北海道警察白書)

旭川中央・旭川東警察署管内における刑法犯少年の年齢別補導状況（件）



（旭川市統計書）

健全な子育てのための「出前講座」実施中！

幼児期や小学校低学年（3年生くらいまで）の頃に甘やかして育てたり、逆に、子育てに無関心で放任的であったりすると、子どもが非行に走る確率が非常に高くなります。

そこで、子育て支援課青少年係の非行防止担当職員が出向き、幼児期や小学校低学年の子どもと、どのように関わっていけば非行少年とならないか、実例を基にお話をさせていただきます。（お問合せ 子育て支援課青少年係 ☎25-9847）

基本施策3 援助を要する子どもが健やかに育つ取組の推進

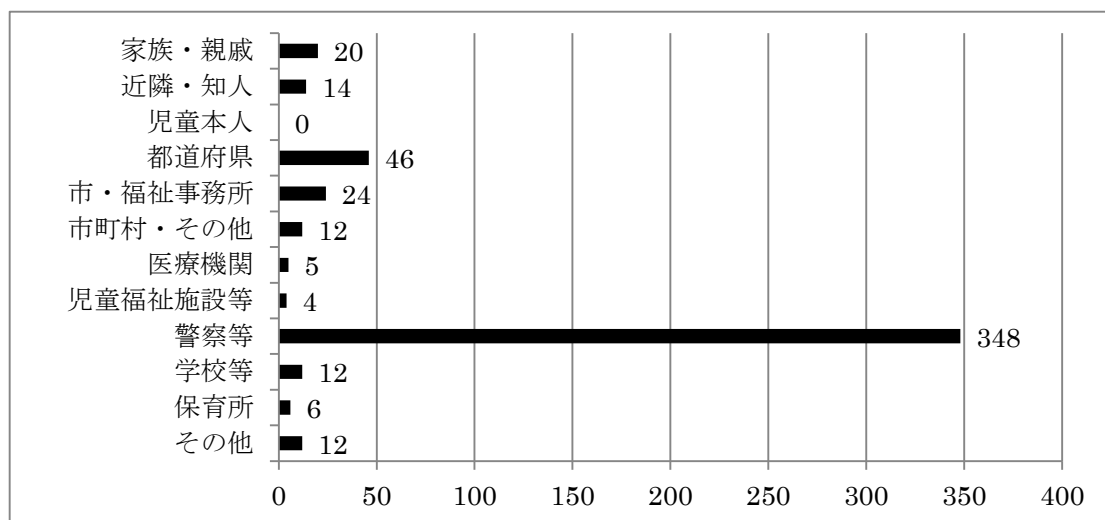
(施策の概要)

ニーズ調査によれば、特に就学前児童を持つ保護者において、子どもに関する不安として「子どもの発達・発育」を回答した割合が高く、就学後の特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒数の増加傾向がみられること、また、全国的に児童虐待が増加傾向にあることから、子どもの心身の状況や保護者の理解の状況に応じ、多様な子育て支援や療育の受け皿の確保に努め、児童虐待の防止に係る関係機関と連携した支援体制の充実を目指します。

(関連する主な取組)

発達支援を要する子どもの育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談、親子教室の実施 ・保育等における受入拡大 ・特別支援教育の充実等
児童虐待防止対策等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携 ・子どもからのSOSに対する迅速な対応
社会問題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・若年無業者、ひきこもり状態の青少年の実態把握と支援策の検討 ・子どもの貧困問題に対する取組

北海道旭川児童相談所管内における児童虐待相談経路別件数（平成28年度）（件）



(北海道旭川児童相談所)

☆旭川市子どもの生活実態調査

平成29年度に、本市の子どもの生活環境や家庭の実態を把握するため、子どもや保護者に対するアンケート調査を実施しました。

【1 調査票の回収状況】

	(件)				
	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校2年生	計
保護者票	2,066	2,047	2,039	2,056	8,208
子ども票	-	2,044	2,023	2,222	6,289
合計	2,066	4,091	4,062	4,278	14,497

(回収率 73.3%)

【2 調査結果の主な内容】

1 健康状態等

- ・年収が低くなるにつれ、健康状態が良くない割合が保護者・子どもともに高くなっています。

2 子どもの学校生活や学習状況

- ・学校生活では、部活動に参加していない理由として、年収が低くなるにつれ「家の事情」「お金がかかる」「アルバイトがある」とする割合が高くなっています。

3 子どもの家庭生活・地域とのかかわり

- ・子ども部屋の有無、塾や習い事、家族旅行などの、子どもの生活環境や学習環境、経験において、年収階層による差がみられます。

4 子どもの進路・進学費用

- ・年収の低い世帯ほど、進学に伴う金銭的準備の「目処が立っていない」とする割合が高くなっています。

5 悩みや相談・親子関係

- ・子どもについての悩みを抱える保護者の割合が、軒並み全道値より高くなっています。

6 制度等の利用状況・支援策へのニーズ

- ・年収が低い世帯ほど、子育て支援施策の各種制度やサービスについて「まったく知らなかった」とする割合が高くなっています。また、両親世帯よりも母子世帯で、その割合は高くなっています。
- ・支援策へのニーズとして、経済的負担の軽減や、学費や奨学金などの情報を得る機会の提供を求める声が多くなっています。

※お問合せ 子育て支援課子育て企画係 (☎25-9128)

基本方向3 子どもの主体性を育む

子ども自身の主体性や自律性を育むため、子ども同士の交流や多様な経験、学びの機会の提供に取り組めます。特に、社会の一員としての意識を育むことを重視し、命の大切さや働くことの意識を育む取組を行います。

基本施策1 子どもの主体性を育む

(施策の概要)

子どもの日常生活の中で、様々な交流や活動ができるよう児童センターの運営や放課後児童クラブを含めた放課後の子どもの居場所づくりを進めていきます。

また、異年齢の子どもや青年との交流機会の充実に努めるとともに、まちづくりに参画する機会や子どもの自然体験活動、文化芸術活動等への参加する機会を提供することで、子どもの個性や主体性、創造性を伸ばすことができる環境づくりを推進します。

平成30年度は、子どもたちからチャレンジしたいことを募集し、選考された夢の実現を支援する「あさひかわっ子☆夢応援プロジェクト」に新たに取り組めます。

(関連する主な取組)

放課後の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none">・児童センターの取組の充実・放課後児童の居場所づくり
子ども及び青少年活動の支援	<ul style="list-style-type: none">・あさひかわっ子☆夢応援プロジェクトの実施・団体活動の支援及びネットワーク化・北彩都子ども活動センターの取組の充実
多様な活動・体験機会の提供	<ul style="list-style-type: none">・職業体験活動や農業体験活動の実施・和楽器の演奏などの伝統文化体験活動の実施・森林の役割や大切さを伝える自然観察会の実施・子どもの読書環境整備のための講演会や読みきかせボランティア講座の実施・青少年平和大使の派遣・郷土学習に係る講座の実施やアイヌ文化に親しむ日の開催

児童センターの利用人数の推移（旭川市）（人）



※H25年度～H26年度は北星児童館（H26年度末で閉館）を除いた数値

☆あさひかわっ子☆夢応援プロジェクト

子どもたちが夢や希望を持ち、自立した生きる力を身に付けることを目的として、将来の夢を叶えるために「今チャレンジしてみたいこと」を募集し、提案・発表内容を審査の上、選考された夢の実現を支援しています。

1 対象とする方	市内在住の中学1年生から3年生までの個人
2 採用件数	1件
3 助成上限額	50万円

応募件数31件の中から、書類審査とプレゼンテーションによる審査を経て、“宇宙飛行士になりたい”という夢へのチャレンジを応援することに決定しました。



※ お問い合わせ 子育て支援課青少年係（☎25-9847）

～北彩都子ども活動センター活動内容～

高さ4.5メートルのクライミングウォールを利用し、ロープクライミング交流会などを実施しています。



外の半円広場・円形ステージでは、よさこいやダンス、吹奏楽の演奏などの野外フェスティバルを開催しました。



※お問合せ 子育て支援課青少年係 (☎25-9847)

基本施策2 社会の一員としての意識を育む

(施策の概要)

少子化や核家族化の進展，地域連帯意識の希薄化等により，子どもが，人との関わりの中で愛情を受け，社会の一員としての意識を育む機会が少なくなっています。

そのため，保護者はもとより市民全体で将来を見据え，子どもに対して，命の大切さや社会の一員としての意識を育む機会の提供に取り組んでいく必要があります。

(関連する主な取組)

命の大切さを学ぶ機会の充実	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児・妊婦等との触れ合い体験事業・自身のライフデザイン構築への取組
社会の一員としての意識を育む機会の充実	<ul style="list-style-type: none">・家事や育児について，男性の積極的な関わりの推進・小中学生を対象とした職業体験

～私の未来プロジェクト～

小中高校生が乳幼児との触れ合い体験、新生児人形等を用いた体験学習、講義などを通して、命の大切さや、親としての責任を学ぶ場をつくり、将来親になる子ども達の子育ての意識を育む取組です。また、大学生がボランティアスタッフとして従事することで、異年齢交流を図ります。



※お問合せ 母子保健課 (☎26-2395)

～あさひかわキッズタウン～

北海道コカ・コーラボトリング株式会社と旭川市の共同開催で平成23年度より行っている事業です。市内在住の小学生を対象に、20種類以上の職業体験メニューの中から自分でやりたい仕事を探して、お仕事をします。



※お問合せ 子育て支援課青少年係 (☎25-9847)

基本方向 4 社会全体で支える

地域住民、事業者等が、様々な形で関わりながら、地域全体で子どもの育ちや子育てを支える取組を行います。

基本施策 1 子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進

(施策の概要)

子どもが健やかに成長できる環境とするためには、身近な場所である地域において、子どもの育ちや子育てを支えていくことが重要ですが、ニーズ調査によれば、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者のいずれにおいても、「子育てを地域全体で支えている」ことについて満足度が低い状況にあります。そのため、組織のネットワーク化や地域活動の担い手の拡大に向けた取組を進めていく必要があり、支援センターや子ども総合相談センターと連携しながら各種相談に取り組みます。

また、子どもが地域とのつながりを持ち、安心して暮らせるよう、地域の居場所となる学習支援や子ども食堂の活動を支援します。平成30年度は、子ども食堂の活動に伴う会場使用料に加えて、新たに保険料の助成を実施します。

(関連する主な取組)

拠点施設を活用した全市的なネットワークの形成	・北彩都子ども活動センターや子ども総合相談センターなどの拠点施設によるネットワークの形成
地域におけるネットワークの形成	・児童センターや地域子育て支援センター等の整備 ・民生委員児童委員や地域の青少年指導者との連携 ・育児サークル、子育てサロンの活動支援
地域活動の担い手の拡大	・子ども食堂等に取り組む団体への支援 ・各種研修事業の実施 ・ファミリーサポートセンター事業の実施 ・緊急さぽねっと事業の実施 ・子育て支援人材バンクの運用 ・青少年団体の育成支援

☆子ども食堂への支援

地域全体で子どもたちを見守る環境づくりに寄与することを目的として、会場使用料に加えて、子ども食堂を実施する市民団体等に対して保険料を助成しています。

1 補助内容	子ども食堂の活動に伴う保険料
2 補助額	年額16,800円(上限)

子ども食堂の役割や、子ども食堂の立ち上げに必要なノウハウを学ぶことを目的とした「子ども食堂支援講座」を開催しました。



※お問合せ 子育て支援課子育て企画係 (☎25-9128)

～うぶごえへの贈りもの～

本市では、このまちで生まれた全ての赤ちゃんに「おめでとう」の気持ちを込めて、絵本とお祝いのメッセージカードを贈っています。

誕生を市民全体が喜んでいる気持ちを伝えるため、民生委員児童委員や主任児童委員など地域の方に御協力をいただきながら実施しています。



※お問合せ 子ども総合相談センター (☎26-5500)

基本施策2 事業者と連携した取組の推進

(施策の概要)

旭川市労働基本調査（平成29年度）によれば、従業員にとって、「子育てしやすい職場環境の整備がなされているか」の質問に対して、「整備されている」を回答した割合が男性従業員22.1%、女性従業員28.1%にとどまっています。

そのため、保育ニーズへの対応等とともに子育てしやすい職場環境の実現に向けて、制度の普及や意識の啓発に取り組んでいくことが必要です。

また、事業者は、地域社会の一員として、子育て中の保護者や子どもと直接、関わる立場でもあるため、乳幼児連れの親子が外出しやすい環境づくりや、子どもの職業体験の受入れなど、事業者と連携した取組を進めていきます。

(関連する主な取組)

男女がともに子育てできる職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに配慮した労働環境に取り組んでいる事業者に対する優遇制度 ・事業者のワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組の促進
事業者と連携した取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・授乳やおむつ替えスペースの提供 ・企業や店舗等と連携した子育て応援に関する取組

～こんにちは赤ちゃんステーション～

乳児連れ親子に対して、「授乳の場」、「オムツ替えの場」、「ミルク用のお湯」のいずれか（又は複数）を無料で提供する施設で、現在、市内100か所以上が登録されています。登録された施設には、目印となるステッカー（右図）を掲示しています。



旭川市こんにちは赤ちゃんステーション

※お問合せ 子育て支援課子育て企画係（☎25-9128）

～あさひかわこどもーる～

幼児の遊びスペースや子ども向けメニューなどがあり、子ども連れに配慮した企業・店舗を「あさひかわこどもーる」として認証登録したWEBサイトです。

「食べる」、「遊ぶ」、「学ぶ」、「買う」「暮らし」、「病院」のカテゴリに分かれていて、400か所以上の店舗が登録しています。詳しくは次のサイトを御覧ください。

URL <https://kodomall.info/>



※お問合せ 子育て支援課子育て企画係 (☎25-9128)

～どさんこ・子育て特典制度～

北海道が、全道各地の企業・施設の方々と協力して、子育て家庭を支援する事業です。妊娠中の方又は小学生までの子どもがいる世帯が、子どもと同伴で買い物や施設などを利用する際に、特典カードを提示することで、協賛店舗から様々なサービスを受けられます。



※お問合せ 子育て支援課子育て企画係 (☎25-9128)

基本施策3 社会全体の意識啓発

(施策の概要)

旭川市子ども条例は、子どもの夢や希望を市民全体が支えるまちの実現を目的としており、目的実現のための方向性として、大人が主体となった「環境づくり」と子どもが主体となった「子ども同士の交流、多様な経験、学び」を設けています。特に、大人が主体となった環境づくりにおいて、それぞれの役割を担うことができるよう、性別役割分担意識の解消など社会全体の意識啓発に係る取組が大切であり、そのために、必要な取組を推進します。

(関連する主な取組)

社会全体で子どもの育ちや子育てを支える意識の啓発	<ul style="list-style-type: none">・「児童の権利に関する条約」について学校における児童生徒への理解促進・「児童の権利に関する条約」について、大人の理解促進
男女共同参画による子育ての促進	<ul style="list-style-type: none">・各種セミナー等による企業等に対する意識啓発の実施・各種セミナー等による意識啓発の実施

第3部 計画の進捗状況及び個別事業一覧

1 各基本施策の指標及び目標値に対する進捗状況

子ども・子育てプランの計画期間（平成27～31年度）における各基本施策の指標及び目標値、それに対する進捗状況は、次のとおりです。

【基本方向1】子育てを支える

基本施策	指標	目標値	進捗状況
妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援	人口千人当たり死産率の低下	全国平均以下 (H24年全国値 23.4‰旭川市 40.6‰)	H28 全国 21.0‰ 旭川市 27.3‰ 未達成
子育てに関する多様な不安を和らげるための支援	子育てに関する情報について、分かりやすさと入手のしやすさについての保護者の満足度	H25 ニーズ調査時よりも上昇 ・就学前児童を持つ保護者 2.49 ・小学校児童を持つ保護者 2.44 ※1～5まで5段階で評価	H30 ニーズ調査時に把握
	子どもとの接し方に自信が持てないと感じている保護者の割合	H25 ニーズ調査時よりも減少 ・就学前児童を持つ保護者 15% ・小学校児童を持つ保護者 13%	H30 ニーズ調査時に把握
子育てに関する経済的支援	子育ての出費に負担感を感じている保護者の割合	H25 ニーズ調査時よりも減少 ・就学前児童を持つ保護者 32% ・小学校児童を持つ保護者 42%	H30 ニーズ調査時に把握
乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育ての両立支援	保育に関する待機児童数	0人 ・認可保育所 86人 (H26.4.1) ・留守家庭児童会(現・放課後児童クラブ) 100人 (H26.5.1)	認可保育所 0人 (H30.4.1) 放課後児童クラブ 0人 (H30.5.1) 達成
ひとり親家庭への支援	子どもの教育に関して不安を感じている保護者の割合	H25 ニーズ調査時よりも減少 ・母子家庭(就学前児童) 49% ・母子家庭(小学校児童) 55% ・父子家庭 58%	H30 ニーズ調査時に把握
	子どもを叱りすぎていると感じている保護者の割合	H25 ニーズ調査時よりも減少 ・母子家庭(就学前児童) 60% ・母子家庭(小学校児童) 36%	H30 ニーズ調査時に把握
	自分の子育てについて、まわりの見目が気になる保護者の割合	H25 ニーズ調査時よりも減少 ・母子家庭(就学前児童) 21% ・母子家庭(小学校児童) 15%	H30 ニーズ調査時に把握
	育児の方法がよく分からないと感じる保護者の割合	H25 ニーズ調査時よりも減少 ・父子家庭 9%	H30 ニーズ調査時に把握

【基本方向2】子どもの育ちを支える

基本施策	指標	目標値	進捗状況
社会的自立に向けた教育環境等の充実	学校が楽しいと思う児童生徒	現状値よりも上昇 (H25年度 85.3%)	H29 85.0% 未達成
	新規高校卒業者の就職内定率	現状値よりも上昇 (H25年度 94.9%)	H29 99.3% 達成
子どもの安全な日常生活環境の整備	子どもに係る交通事故発生件数	現状値よりも減少 (H25年 99件)	H29 67件 達成
	福祉犯の被害にあった子どもの数	現状値よりも減少 (H24年 256件) ※全道値	H28 179件 達成
援助を要する子どもが健やかに育つ取組の推進	子どもの発育・発達に関して不安感を感じている保護者の割合	H25 ニーズ調査時よりも減少 ・就学前児童を持つ保護者 34% ・小学校児童を持つ保護者 17%	H30 ニーズ調査時に把握
	児童虐待相談対応件数	現状値よりも減少 ・市相談室 70件 (H25年度) ・旭川児相 309件 (H25年度)	・市相談室 166件 (H29年度) ・旭川児相 503件 (H28年度) 未達成

【基本方向3】子どもの主体性を育む

基本施策	指標	目標値	進捗状況
子どもの主体性を育む	子どもが安心して遊べる環境としての保護者の満足度	H25 ニーズ調査時よりも上昇 ・就学前児童を持つ保護者 2.68 ・小学校児童を持つ保護者 2.57 ※1～5まで5段階で評価	H30 ニーズ調査時に把握
	子ども及び青少年活動団体の構成員	現状値よりも上昇 (H27年度 170人)	H30 151人 未達成
社会の一員としての意識を育む	10代の人工妊娠中絶実施件数	現状値よりも減少 (H24年度 126件)	H28 92件 達成
	(再掲) 児童虐待相談対応件数		

【基本方向4】社会全体で支える

基本施策	指標	目標値	進捗状況
子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進	地域全体で子育てを支える環境についての保護者の満足度	H25 ニーズ調査時よりも上昇 ・就学前児童を持つ保護者 2.16 ・小学校児童を持つ保護者 2.24 ※1～5 まで5段階で評価	H30 ニーズ調査時に把握
事業者と連携した取組の推進	従業員にとって子育てしやすい職場環境「整備されている」の回答割合	H25 旭川市労働基本調査時よりも上昇 ・男性従業員 22.0% ・女性従業員 25.4%	H29 男性従業員 22.1% 女性従業員 28.1% 達成
社会全体の意識啓発	子どもが成長してからも愛着を感じてもらえるまちとしての保護者の満足度	H25 ニーズ調査時よりも上昇 ・就学前児童を持つ保護者 2.85 ・小学校児童を持つ保護者 2.80 ※1～5 まで5段階で評価	H30 ニーズ調査時に把握

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

		計画値 (H31 年度)	進捗状況 (H30.4.1)
(1) 平日日中の教育及び保育	定員数	2号 3,442人 3号 2,896人	2号 3,408人 3号 2,934人
(2) 時間外保育事業	定員数	332人	332人
(3) 放課後児童健全育成事業	定員数	3,288人	3,345人 (H30.5.1)
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	実施箇所数	2か所	2か所
(5) 地域子育て支援拠点事業	実施箇所数	10か所	10か所
(6) 一時預かり事業	実施箇所数	13か所	13か所
(7) 病児病後児保育事業	定員数（病後児）	6人	6人
	定員数（病児）	3人	3人
(8) 子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポートセンター事業）	提供側 会員数	484人	278人 (H29 年度末)
(9) 利用者支援事業	配置人数	4人	5人
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	訪問人数	2,005人	(H29) 2,057人
(11) 妊婦健康診査事業	助成回数	28,070回	(H29) 25,587回
(12) 養育支援訪問事業	訪問人数	66人	(H29) 27人
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 （新規参入施設への巡回支援） （認定こども園に対する特別支援職員の加配等）	実施箇所数	2か所	(H29) 2か所
	実施箇所数	18か所	(H29) 8か所
(14) 休日保育事業	定員数	60人	60人
(15) 特別支援保育事業	定員数	147人	135人

各部局事業一覧

(単位：千円)

計画の位置付け			事業名	事業費			指標			事業概要	所管部局
基本方向	基本施策	主要事業		H29予算	H29決算	H30予算	指標内容	数値(H28実績)	数値(H29実績)		
1	1	1	※妊婦健診受診(すこやか親子推進費)	175,346	162,488	178,936	受診率	97.9%	99.2%	妊婦健康診査を最大14回、超音波検査を最大4回助成する。	子育て支援部
1	1	2	※母子健康手帳の交付(すこやか親子推進費)	175,346	162,488	178,936	交付数	2,346件	2,219件	母子健康手帳を交付する。	子育て支援部
1	1	3	不妊対策推進費	58,248	52,760	46,821	相談件数	101件	102件	特定不妊治療(体外受精、顕微授精)を受けた夫婦の経済的負担軽減を図るため、治療費の一部を補助する。平成29年度から不育症治療費の助成を開始。	子育て支援部
1	1	4	赤ちゃん訪問指導費	15,357	14,658	15,357	訪問件数	2,229件	2,057件	生後4か月までの乳児を有する家庭を訪問し、養育者の育児不安の軽減を図り、児童虐待を予防するとともに母性及び乳児の健康の保持増進を図る。	子育て支援部
1	1	4	※健康相談(母子保健推進費)	24,738	24,340	26,227	—	—	—	市内各地域等において、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、健康相談を実施する。	子育て支援部
1	1	4	※家庭訪問(母子保健推進費)	24,738	24,340	26,227	—	—	—	健康相談事後、支援の必要な乳幼児や保護者等に対し、訪問指導を実施する。	子育て支援部
1	1	4	環境保健サーベイランス調査費	3,705	3,416	3,668	—	—	—	大気汚染と健康状態との関係を定期的・継続的に観察することを目的に、3歳児及び6歳児に対して呼吸器症状等に関する質問票により調査を行い、環境省に報告する。	子育て支援部
1	1	4	※歯科保健推進事業費	3,680	3,670	3,709	フッ化物洗口を行う幼児の割合(4,5歳児)	42.7%	41.1%	国が提唱している80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした「8020」運動を推進するため、幼児から大人まで広く住民の口腔衛生意識の普及啓発を行う各種歯科保健事業を推進する。	保健所
1	1	4	むし歯予防対策費	777	700	772	洗口参加率	79.6%	79.6%	フッ化物洗口の実施による旭川市立小学校児童の、むし歯予防対策を行う。	学校教育部
1	1	4	※予防接種費	750,926	806,470	772,115	麻疹風しん予防接種第1期接種率	98.7%	93.8%	予防接種法に基づき乳幼児等に予防接種を行い、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図る。	保健所
1	1	4	※健康診査(母子保健推進費)	24,738	24,340	26,227	受診率	4か月 98.3% 1歳6か月 97.3% 3歳6か月 96.4%	4か月 98.6% 1歳6か月 97.9% 3歳6か月 96.7%	4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診を実施する。	子育て支援部
1	1	4	※先天性代謝異常検査(母子保健事業)	24,738	24,340	26,227	—	—	—	疾病や異常の早期発見と早期対応を図る。	子育て支援部
1	1	4	産後ケア事業費(H30新規)	—	—	999	延べ利用件数	—	—	出産後に家族等からの支援が受けられない者で、特に支援を必要とする母子を対象として、宿泊又は日帰りで母親の心身のケアや育児に関する指導を行う。	子育て支援部
1	1	5	健康診査(母子保健推進費)(再掲)	24,738	24,340	26,227	受診率	4か月 98.3% 1歳6か月 97.3% 3歳6か月 96.4%	4か月 98.6% 1歳6か月 97.9% 3歳6か月 96.7%	4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診を実施する。	子育て支援部
1	2	1	女性相談事業費	6,987	6,807	7,022	相談件数	1,010件	989件	女性が抱える様々な問題等やDV被害者等の相談に対応するとともに、配偶者等からの暴力を受けている女性の保護及び民間シェルターを運営する者を支援する。	子育て支援部
1	2	1	児童家庭相談事業費	18,610	18,285	21,762	相談延べ件数	3,569件	3,407件	子どもと家庭に係る様々な問題の相談を受け、指導、助言、支援を行う。	子育て支援部
1	2	1	地域子育て支援拠点運営費	61,005	61,001	60,241	親子の交流の場利用人数	62,696人	68,160人	市内10か所で、親子の交流の場や子育て情報の提供、育児相談、育児講座の実施及び育児サークルの支援を行い、子育て家庭等に対する育児支援を行う。	子育て支援部
1	2	2	※子育てガイドブックの作成(管理事務費)	0	0	0	—	—	—	子育てガイドブックの作成	子育て支援部
1	2	3	離乳食教室の実施	83	80	119	教室参加率	82.5%	76.7%	離乳食の必要性や意義、月齢に応じた食事の形態を学習し、離乳食を段階的に進められるよう、具体的な調理方法や保護者の食事を活用した離乳食づくりなどの応用を学ぶことにより、望ましい食生活に結びつくよう支援する。	保健所
1	2	3	食を育む料理教室	189	186	226	教室参加率	74.1%	75.0%	調理実習を通して具体的な調理法や望ましい食習慣を学ぶとともに、食育について理解を深めるため料理教室を開催する。	保健所
1	2	3	家庭教育支援事業(生涯学習振興費)	125	110	131	—	—	—	家庭教育に関する情報の収集及び提供、講座等による啓発活動や家庭教育自主グループの育成・支援を通じて、本市家庭教育の総合的な支援を図る。	社会教育部
1	2	3	※公民館事業活動費	5,105	4,748	5,089	家庭教育支援事業参加人数	6,308人	6,209人	公民館において、社会的課題やライフステージに対応した学習機会を提供するとともに、サークル・団体などの学習機会の支援を行うことにより、本市における生涯学習の推進を図る。	社会教育部
1	3	1	幼稚園就園奨励費	204,229	183,417	184,380	私立幼稚園入園者数	2,693人	2,698人	幼稚園への就園奨励のため、幼稚園に対し入園料及び保育料の補助を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る。	子育て支援部

計画の位置付け			事業名	事業費			指標			事業概要	所管部局
基本方向	基本施策	主要事業		H29予算	H29決算	H30予算	指標内容	数値(H28実績)	数値(H29実績)		
1	3	1	高等学校等振興費	26,279	25,452	26,669	私立高等学校生徒数	3,024人	3,080人	私立高等学校等の振興を図るとともに保護者の経済的負担を軽減するため、私立高等学校には入学一時金、教職員研修及び教材教具に係る経費について、また、定時制通信制教育振興会には事業費について、それぞれ補助する。	子育て支援部
1	3	1	育英事業特別会計繰出金	0	0	0	貸付件数	195件	203件	育英事業特別会計への繰出しを行う。	子育て支援部
1	3	1	育英事業特別会計	104,354	86,834	99,447	貸付件数	195件	203件	経済的な理由により修学が困難な者に対し、その修学に必要な資金の一部の貸付けを行う。	子育て支援部
1	3	1	就学助成費（小）	301,626	305,891	307,580	—	—	—	経済的理由により就学が困難と認められる児童の就学を支援するため、学用品費、給食費、医療費などについて援助し、保護者の負担を軽減する。	学校教育部
1	3	1	就学助成費（中）	275,827	284,443	273,651	—	—	—	経済的理由により就学が困難と認められる生徒の就学を支援するため、学用品費、給食費、医療費などについて援助し、保護者の負担を軽減する。	学校教育部
1	3	2	子ども医療費助成費	688,858	655,826	708,380	子ども医療費助成額（扶助費）	621,034千円	621,398	子どもに係る疾病の早期発見、治療を促進するため、医療費の一部を助成する。	子育て支援部
1	3	2	医療費給付費	149,740	147,442	150,710	1 受給者数 2 小慢相談室相談件数	1 未熟児 92人 小児慢性 320人 妊娠中毒 0人 結核の児童 0人 2 552件	1 未熟児 60人 小児慢性 331人 妊娠中毒 0人 結核の児童 0人 2 717件	1 未熟児、小児慢性、妊娠中毒、結核の児童に対して医療費等の給付を行う。 2 小児慢性児童の健全育成及び自立促進を図るため、相談、関係機関との連絡調整を行う。	子育て支援部
1	3	2	助産施設（母子生活支援施設等運営費）	10,962	12,716	11,542	実施件数	31件	30件	経済的な理由で出産が困難な妊産婦に対し、助産施設において費用の支弁を行う。	子育て支援部
1	3	3	児童手当支給費	4,445,415	4,378,525	4,354,809	受給者数	21,283人	20,854	0歳～中学校修了前までの児童を養育している方に手当を支給する。	子育て支援部
1	3	3	災害遺児手当等支給費	1,512	1,307	1,493	世帯数 遺児数	17世帯 25人	13世帯 20人	交通、労働及び不慮の災害によって遺児となった児童について、遺児を扶養している者に災害遺児手当を支給する。	子育て支援部
1	3	3	子ども基金積立金	8,502	23,036	22,505	寄附金額	64,748千円	22,601千円	旭川市子ども基金条例に基づき、寄附金及び基金から生ずる利子を積み立てる。	子育て支援部
1	3	3	ごみ処理手数料減免	2,243	2,162	2,315	申請件数	2591件	2555件	3歳未満の子どもがいる世帯に燃やせるごみ用の指定ごみ袋を支給する。	環境部
1	4	1	私立認可保育所等建設補助金	1,647,288	1,806,521	265,674	待機児童数	40人	19人	私立認可保育所等を整備する社会福祉法人等に対して、建設費用の一部を補助する。	子育て支援部
1	4	1	保育体制充実費	264,100	239,433	270,171	補助対象施設数	63施設	72施設	保育体制の充実を図るため、私立認可保育所等に予備保育士、低年齢担当保育士、予備調理員及び産休等代替職員を配置するための経費を補助する。	子育て支援部
1	4	1	市立保育所非常勤保育士等配置費	13,059	10,734	13,700	—	—	—	保育体制の充実を図るため、市立認可保育所に予備保育士、低年齢担当保育士及び調理員を配置する。	子育て支援部
1	4	1	保育士等研修事業費	5,122	5,119	5,122	延べ研修参加者数	1,020人	1,093人	保育士等の資質向上及び入所児童の処遇改善、保育事業の充実等に資するため、職員研修費の一部を助成し、また委託事業として研修事業を行う。	子育て支援部
1	4	1	市立保育所管理費	79,668	74,036	87,401	—	—	—	市立保育所において保育を実施する。	子育て支援部
1	4	1	子どものための教育・保育給付費	7,731,882	8,305,447	9,192,148	—	—	—	特定教育・保育及び特定地域型保育を受けた子どもの保護者に対して施設型給付費及び地域型保育給付費等を支給する。また、子育てに係る保護者の経済的負担を軽減するため、国の基準よりも独自に軽減した利用者負担額を徴収する。	子育て支援部
1	4	1	市立保育所補修費	1,713	1,330	951	—	—	—	老朽化した市立保育所の施設整備を行う。	子育て支援部
1	4	1	通年制保育園等管理費（H30から地域保育所管理費）	383,598	383,789	135,748	補助対象施設数	29施設	26施設	指定管理者により、通年制保育園及びへき地・季節保育所の円滑かつ効率的な運営を図る。（通年制保育園は平成29年度末をもって閉園し、H30年度からへき地・季節保育所は地域保育所に名称変更）	子育て支援部
1	4	1	通年制保育園等補修費（H30から地域保育所等補修費）	28,216	24,930	136,206	—	—	—	通年制保育園及びへき地・季節保育所の施設整備等を実施し、保育環境の改善を図る。（通年制保育園は平成29年度末をもって閉園し、H30年度からへき地・季節保育所は地域保育所に名称変更）	子育て支援部
1	4	1	特別支援保育事業補助金	88,764	82,854	93,705	延べ利用児童数	1,110人	1,160人	特別支援保育事業を行う私立認可保育所等に対して、事業実施に要する経費を補助する。	子育て支援部
1	4	1	私立保育所等一時預かり事業費補助金	49,529	42,504	58,286	延べ利用者数	20,004	18,397人	就労形態の多様化への対応や緊急時に対応するための一時預かりを実施する保育所に対して、事業に要する経費を補助する。	子育て支援部
1	4	1	私立認可保育所病後児保育事業費（H30から病児保育事業費）	6,532	6,532	22,355	延べ利用者数	79人	28人	病気や怪我の回復期にあるため集団保育が困難な保育所入所児童を一時的に受け入れ、保育や看護を行う病後児保育事業を実施する。	子育て支援部
1	4	1	市立保育所病後児保育事業費	5,833	4,247	5,842	延べ利用者数	77人	60人	病気や怪我の回復期にあたるため集団保育が困難な児童を一時的に受け入れ、保育や看護を行う病後児保育事業を実施する。	子育て支援部
1	4	1	延長保育事業補助金	55,850	54,602	64,942	延べ利用者数	90,935人	110,090人	子育てと就労の両立を支援するため、保育時間の延長を行っている私立認可保育所等に対して、事業に要する経費を補助する（短時間・標準時間・長時間延長分）。	子育て支援部

計画の位置付け			事業名	事業費			指標			事業概要	所管部局
基本方向	基本施策	主要事業		H29予算	H29決算	H30予算	指標内容	数値(H28実績)	数値(H29実績)		
1	4	1	市立保育所延長保育等事業費	6,139	4,735	6,229	延べ利用者数	4,848人	6,223人	子育てで就労の両立を支援するため、市立保育所において保育時間の延長を行う（短時間・標準時間延長分）。	子育て支援部
1	4	1	市立保育所一時預かり事業費	5,664	353	5,696	延べ利用者数	2,256	2,228人	就労形態の多様化や緊急時に対応するため、一時預かりを神楽保育所で実施する。	子育て支援部
1	4	1	幼稚園等一時預かり事業補助金	83,988	63,401	83,193	延べ利用者数	100,624	129,319人	私立幼稚園及び認定こども園における一時預かり事業（幼稚園型）に係る経費の一部を補助する。	子育て支援部
1	4	1	私立認可外保育施設運営補助金	27,221	23,577	25,606	補助対象施設数	17施設	18施設	保育環境の充実とともに、保護者のニーズや特色ある保育環境づくりを支援するため、私立認可外保育施設に対し、運営に要する経費を補助する。	子育て支援部
1	4	1	認可外保育施設利用者補助金	4,092	2,993	3,432	延べ件数	292件	310件	認可外保育施設を利用する児童の保護者へ保育料の一部を補助する。	子育て支援部
1	4	1	子育て支援ナビゲーター活動費	5,020	5,068	5,335	相談件数	1,258件	1,401件	就学前児童を持つ保護者に対し、多様な保育サービスの情報提供を行う専門相談員を配置し、庁舎内での相談及び子育て支援センター等へ出向いての情報発信を行う。	子育て支援部
1	4	1	新規参入施設巡回支援等事業費	1,308	650	965	巡回支援事業認可化移行可能性調査3か所	巡回支援事業19か所認可化移行可能性調査3か所	巡回支援事業8か所認可化移行可能性調査2か所	認可外保育施設から新たに認可保育所等に移行する事業者が適切な保育を実施できるよう、対象施設の巡回相談・助言や保育士の資格取得のための支援等を行う。	子育て支援部
1	4	1	子育て支援員研修費	2,693	2,781	2,693	延べ受講者数	200人	199人	保育の質の確保を図るため、子育て支援員研修を実施する。	子育て支援部
1	4	1	病児保育整備補助金（H29終了）	16,019	15,255	—	—	—	1施設	病気の回復期に至らない児童を保育するため、病児保育施設の整備を実施する。	子育て支援部
1	4	2	幼稚園振興費	15,997	15,855	15,944	私立幼稚園入園者数	2,693人	2,698人	幼稚園の振興を図るため、教職員研修及び教材教具に係る経費を補助するほか、幼稚園教育相談や情報提供を行う。	子育て支援部
1	5	2	※家事育児の負担軽減（ひとり親家庭等自立支援費）	52,824	34,013	51,323	ひとり親家庭相談件数	1,719件	1,684件	ひとり親家庭等の自立を支援するための給付や、支援員の派遣等を行う。また、北海道と共同で設置している母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業支援事業、講習会、就業情報提供事業等を実施する。	子育て支援部
1	5	2	子育て短期支援費	876	1,096	876	利用延べ人数	ショートステイ 152人 トワイライトステイ 39人	ショートステイ 171人 トワイライトステイ 61人	保護者の疾病等により児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童福祉施設において一定期間の養育、保護を行う。	子育て支援部
1	5	3	※就業支援（ひとり親家庭等自立支援費）	52,824	34,013	51,323	ひとり親家庭相談件数	1,719件	1,684件	ひとり親家庭等の自立を支援するための給付や、支援員の派遣等を行う。また、北海道と共同で設置している母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業支援事業、講習会、就業情報提供事業等を実施する。	子育て支援部
1	5	3	母子福祉資金等貸付事業特別会計繰出金	6,598	3,588	5,291	貸付件数	179件	148件	母子及び寡婦福祉法に基づき、母子福祉資金等貸付事業特別会計への繰出しを行う。	子育て支援部
1	5	3	母子福祉資金等貸付事業特別会計	136,697	79,511	174,939	貸付件数	179件	148件	母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を促進するため、修学資金等の貸付けを行う。	子育て支援部
1	5	4	ひとり親家庭等医療費助成事業費	214,976	206,536	215,233	受給者数	10,566	10,439	ひとり親家庭等の母又は父と児童に対し、医療費の一部を助成する。	子育て支援部
1	5	4	児童扶養手当支給費	2,196,827	2,166,236	2,170,307	受給者数	4,281人	4,088人	母子家庭で児童を監護している母親、父子家庭で児童を監護し生計を同じくしている父親、又は父母に代わって児童を養育している方に対して児童扶養手当を支給する。	子育て支援部
1	5	4	母子生活支援施設（母子生活支援施設等運営費）	90,365	91,151	93,617	年度末入所世帯数	26世帯	26世帯	経済的に困窮しているなどの母子世帯を施設入所することにより、自立の道筋をつけていく。	子育て支援部
1	5	4	母子生活支援施設整備特別補助金	12,784	12,784	12,619	—	—	—	社会福祉法人が母子生活支援施設を整備した際に、金融機関等から借り入れた整備費の償還に対して補助を行う。	子育て支援部
1	5	4	育児院施設整備補助金	7,196	7,196	7,196	—	—	—	旭川育児院の改築に伴い、金融機関から借り入れた元金の償還に対して補助を行う。	子育て支援部
2	1	1	学校施設定期点検費	0	0	0	—	—	—	建築士等の有資格者による小中学校施設・設備の法定定期点検を行う。	学校教育部
2	1	1	小・中学校適正配置推進費	—	—	—	—	—	—	小・中学校の適正配置を行う。	学校教育部
2	1	1	30人学級編制費（H29終了） ※H30年度から「少人数学級編制費」に統合	73,864	80,190	—	配置校数	1年生11校 2年生10校	1年生10校 2年生11校	小学校1、2年生を対象に1学級30人以下の学級編制を行い、教員免許を有する臨時職員を市費負担教員として配置する。	学校教育部
2	1	1	35人学級編制費（H29終了） ※H30年度から「少人数学級編制費」に統合	11,663	11,427	—	配置校数	4年生2校	3年生3校	小学校3年生以上を対象に1学級35人以下の学級編制を段階的に行い、教員免許を有する臨時職員を市費負担教員として配置する。	学校教育部
2	1	1	少人数学級編制費（H30新規）	—	—	97,241	配置校数	—	—	小学校1、2年生を対象に1学級32人以下、小学校3、4年生においては1学級37人以下の学級編制を行い、教員免許を有する臨時職員を市費負担教員として配置する。	学校教育部

計画の位置付け			事業名	事業費			指標			事業概要	所管部局
基本方向	基本施策	主要事業		H29予算	H29決算	H30予算	指標内容	数値(H28実績)	数値(H29実績)		
2	1	1	学校運営充実費（小学校）	275,940	271,368	264,148	—	—	—	学校の管理運営及び教育課程実施に要する教材等を整備する。	学校教育部
2	1	1	学校施設補修費（小学校）	93,292	98,513	86,190	—	—	—	小学校校舎等の一般修繕等を行う。	学校教育部
2	1	1	学校施設大規模改修費（小学校）	263,620	217,025	128,535	—	—	—	小学校の大規模設備改修を行う。	学校教育部
2	1	1	学校施設大規模改修費（中学校）	55,900	41,562	173,321	—	—	—	中学校の大規模設備改修を行う。	学校教育部
2	1	1	学校施設大規模改造費（小学校）	1,014,344	1,023,475	0	—	—	—	小学校の校舎の大規模改造工事を行う。	学校教育部
2	1	1	学校施設大規模改造費（中学校）	145,700	80,420	80,710	—	—	—	中学校の校舎の大規模改造工事を行う。	学校教育部
2	1	1	学校施設改修費（小学校）	82,840	72,836	88,692	—	—	—	小学校の学校施設等の改修を実施する。	学校教育部
2	1	1	高台小学校PFI整備費	79,977	79,976	78,797	—	—	—	PFI方式による高台小学校の移転整備事業を推進する。	学校教育部
2	1	1	食事環境整備費（小学校）	8,758	12,652	7,374	磁器食器導入率 PEN食器導入率	77.8%	81.5%	給食用食器をメラミン食器からPEN食器に切り替えるなど、食事環境を整備する。	学校教育部
2	1	1	情報教育設備整備費（小学校）	153,683	148,913	196,942	整備状況	コンピュータ教室：1人1台、普通教室：各2台、特別教室：全体で6台整備	コンピュータ教室：1人1台、普通教室：各2台、特別教室：全体で6台整備	情報教育を推進するため、教育用コンピュータの整備を行う。	学校教育部
2	1	1	学校運営充実費（中学校）	169,547	167,797	161,031	—	—	—	学校の管理運営及び教育課程実施に要する教材等の整備を行う。	学校教育部
2	1	1	学校施設補修費（中学校）	31,848	33,066	31,561	—	—	—	中学校施設の一般修繕等を行う。	学校教育部
2	1	1	学校施設改修費（中学校）	31,848	46,797	37,374	—	—	—	中学校の学校施設等の改修を実施する。	学校教育部
2	1	1	学校施設管理費（小学校）	709,699	703,653	742,318	—	—	—	小学校施設の維持管理を行う。	学校教育部
2	1	1	国有地借上費（小学校）	3,738	3,839	3,839	—	—	—	学校敷地内の国有地借上げを行う。	学校教育部
2	1	1	学校施設管理費（中学校）	315,661	317,071	323,877	—	—	—	中学校施設の維持管理を行う。	学校教育部
2	1	1	国有地借上費（中学校）	2,104	2,049	2,050	—	—	—	学校敷地内の国有地借上げを行う。	学校教育部
2	1	1	食事環境整備費（中学校）	3,421	6,646	1,962	磁器食器導入率 PEN食器導入率	66.7%	66.7%	給食用食器をメラミン食器からPEN食器に切り替えるなど、食事環境を整備する。	学校教育部
2	1	1	情報教育設備整備費（中学校）	79,416	76,572	103,976	整備状況	コンピュータ教室：1人1台、普通教室：各2台、特別教室：全体で6台整備	コンピュータ教室：1人1台、普通教室：各2台、特別教室：全体で6台整備	情報教育を推進するため、教育用コンピュータの整備を行う。	学校教育部
2	1	1	国際理解教育推進事業費	29,136	18,126	31,581	外国人英語助手の派遣延べ日数	小学校 423日 中学校 768日	小学校 519日 中学校 660日	小中学校へ外国人英語指導助手（ALT）を派遣する。	学校教育部
2	1	1	私立専修学校振興費	2,350	2,206	2,350	—	—	—	私立専修学校における教育条件の維持向上や、教育の振興を図るため、教材教具の充実、教職員の研修・研究、生徒の全国大会等への出場及び企画事業に要する経費の一部を補助する。	総務部
2	1	1	高等学校等振興費（再掲）	26,279	25,452	26,669	私立高等学校生徒数	3,024人	3,080人	私立高等学校等の振興を図るとともに保護者の経済的負担を軽減するため、私立高等学校には入学一時金、教職員研修及び教材教具に係る経費について、また、定時制通信制教育振興会には事業費について、それぞれ補助する。	子育て支援部
2	1	1	適応指導教室運営費	10,849	10,564	10,777	適応指導教室の入室児童生徒数	67人	67人	不登校あるいはその傾向にある児童生徒に対し、学校復帰の支援を行う。	学校教育部
2	1	1	スクールカウンセラー活用推進費	10,243	9,309	10,247	配置数	SC全中学校配置及び小学校担当1名	SC全中学校配置及び小学校担当1名	不登校やいじめの問題に対処するため、スクールカウンセラーを配置する。	学校教育部
2	1	1	学校図書館活性化推進費（小学校）	32,678	31,796	33,054	配置校	54校	54校	学校図書館の活性化を図り、児童の読書活動を推進するため、小学校に学校司書を配置する。	学校教育部
2	1	1	学校図書館活性化推進費（中学校）	14,530	14,199	14,698	配置校 (併置校を除く)	24校	24校	学校図書館の活性化を図り、生徒の読書活動を推進するため、中学校に学校司書を配置する。	学校教育部

計画の位置付け			事業名	事業費			指標			事業概要	所管部局
基本方向	基本施策	主要事業		H29予算	H29決算	H30予算	指標内容	数値(H28実績)	数値(H29実績)		
2	1	1	遠距離通学対策費(小学校)	140	59	140	—	—	—	遠距離通学児童の通学に要する費用の一部を助成する。	学校教育部
2	1	1	スクールバス運行費	31,234	25,676	29,851	—	—	—	学校統合を行った地区において、スクールバスを運行する。	学校教育部
2	1	1	遠距離通学対策費(中学校)	20	1	20	—	—	—	遠距離通学生徒の通学に要する費用の一部を助成する。	学校教育部
2	1	1	小中連携・一貫教育推進費	5,376	5,200	5,206	—	—	—	「小中連携・一貫教育の基本的な考え方」を基に、9年間を見通した系統的な教育活動や、小学校から中学校への円滑な接続を目指す取組を推進する。	学校教育部
2	1	1	旭川小学校増改築費	921,368	877,607	730,436	—	—	—	小中連携・一貫教育の推進を視野に入れながら、老朽化した旭川小学校の校舎の増改築等を行う。	学校教育部
2	1	1	東栄小学校増改築費	29,717	20,768	81,950	—	—	—	老朽化した東栄小学校の校舎の増改築等を行う。	学校教育部
2	1	1	中央中学校通学対策費	951	422	—	—	—	—	中央中学校の開校に伴い、通学距離が激変する生徒について、冬期間の通学の不便性の解消及び保護者の経済的負担を軽減するため、通学費を助成する。	学校教育部
2	1	1	食育出前講座	0	0	0	—	—	—	栄養士の講話等を通じ、望ましい食習慣の習得や食の大切さへの理解、感謝の念の育成等を支援する。	保健所
2	1	3	就業支援ITセミナー事業費	950	538	853	セミナー参加者数	15人	15人	障害者及び若年者等の就業を促進するため、IT技術の習得による就業支援セミナーを実施する。	経済部
2	1	3	若者地元定着促進事業費	6,167	4,607	4,093	企業説明会等参加者数	1,656人	1,581人	地域の若年者(学生・生徒を含む)や首都圏在住のUIJターン希望者に対し地元での就職を支援し、地域に人が残る・戻ってくる仕組みを強化する。	経済部
2	2	1	交通安全対策費	18,505	17,667	16,775	交通事故発生件数	763件	683件	市民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現するため、「旭川市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、市交通安全指導員による児童・幼児への交通安全教育、交通安全活動組織への支援、住民への意識啓発活動などを行う。	防災安全部
2	2	1	道路橋りょう整備費(交通安全施設整備)	1,043,500	493,133	1,004,100	歩道整備延長	2.0km	2.0km	拠点機能を支える安全で快適な交通網の充実を図り、快適な市民生活の確保や歩行者の安全性・利便性を確保するため、市内の準幹線的な道路や橋りょうの整備を進める。	土木部
2	2	2	教育支援活動促進事業費	1,050	822	805	学生ボランティアの派遣延べ人数	176人	197人	教員や地域の大人が子どもと向き合う時間の増加や子どもの安全・安心の確保を図るため、地域全体で学校教育を支援する体制を整備する。	学校教育部
2	2	2	地域安全活動推進費	1,208	1,198	1,922	「見守る防犯運動」を実施している地区市民委員会の割合(%)	66%	53%	市民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現するため、「旭川市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、市民等が自主的に行う防犯活動等を推進する。	防災安全部
2	2	2	青少年事業費	8,591	8,254	8,622	街頭補導の実施回数	955回	972回	青少年健全育成活動の活性化及び非行防止活動を推進する。	子育て支援部
2	2	3	市営住宅管理費	169,868	146,385	178,854	—	—	—	住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸する住宅を供給することで、居住水準の向上及び住環境の改善を図る。	建築部
2	2	3	市営住宅改善費	132,771	132,771	108,935	—	—	—	住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸する住宅を供給することで、居住水準の向上及び住環境の改善を図る。	建築部
2	2	3	市営住宅管理業務改善費	73,165	67,903	91,808	—	—	—	住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸する住宅を供給することで、居住水準の向上及び住環境の改善を図る。	建築部
2	2	3	生活道路整備費	2,000,000	2,182,662	2,200,000	車道整備延長 歩道整備延長	8.4km 8.3km	8.5km 6.2km	安全で快適な道路空間の形成とバリアフリー化を推進するため、児童や高齢者、更には障害者に配慮した生活道路や通学路等の整備を行う。	土木部
2	2	3	側溝整備費	900,000	995,334	1,000,000	車道整備延長	8.9km	7.0km	生活環境の安全性・快適性を確保するため、排水機能を低下させる凹凸路面の解消等を含め、本市に適した排水機能を有する道路構造とするための改良整備を推進する。	土木部
2	2	3	花咲スポーツ公園改修費	97,100	50,306	77,000	—	—	—	市民の生きがいやスポーツ活動の場の充実を図るため、花咲スポーツ公園を整備する。	土木部
2	2	3	公園整備費	66,634	58,489	145,421	—	—	—	既存公園の改修を行い、市民の健康増進やコミュニティ活動の場の充実を図る。	土木部
2	2	3	都市計画公園整備費	539,500	373,308	686,000	—	—	—	市民生活に緑の潤いを提供するため、多様な市民ニーズに対応した特徴のある公園・緑地の整備を行う。都市公園の公園施設の改築、バリアフリー化を進め、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を行う。	土木部
2	2	3	運動公園整備費	325,200	291,264	311,000	—	—	—	緑豊かで魅力ある都市空間を形成するため、東光スポーツ公園の整備を行う。	土木部
2	2	3	公園管理費	931,133	930,104	936,649	—	—	—	市民の健康増進やコミュニティ活動の拠点を整備するため、公園施設の維持管理と運営を行う。	土木部

計画の位置付け			事業名	事業費			指標			事業概要	所管部局
基本方向	基本施策	主要事業		H29予算	H29決算	H30予算	指標内容	数値(H28実績)	数値(H29実績)		
2	3	1	こども通園センター管理費	42,100	40,847	42,090	延べ利用児童人数	2,201人	(作業中)	障害児及び障害の疑いのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行い、子どもの発達支援を行うとともに、保護者に対する育児支援を行う。	子育て支援部
2	3	1	発達支援相談事業費	30,650	29,235	30,320	相談件数	1,375件	1,386件	子どもの発達や育児に関する相談支援を行うとともに、保育所、幼稚園、学校等への巡回相談や親子教室において、保護者及び保育者等への支援を行う。また、保育者、教職員等に対して特別支援教育等に関する各種研修会を実施する。	子育て支援部
2	3	1	特別支援教育振興費（小学校）	20,720	19,593	21,531	支給対象人数	1,524人	1,652人	教育上特別の支援を必要とする児童生徒等の就学相談を実施するとともに、特別支援教育推進委員会の運営等により特別支援教育の推進を図る。また、特別支援教育就学奨励費を支給し、就学に関する保護者の経済的負担を軽減する。	学校教育部
2	3	1	特別支援教育振興費（中学校）	7,524	9,290	10,116	支給対象人数	549人	677人	特別支援教育就学奨励費を支給し、就学に関する保護者の経済的負担を軽減する。	学校教育部
2	3	1	愛育センター管理費	82,181	73,706	80,529	通園者数	みどり学園 44人 わかかさ学園43人	みどり学園 44人 わかかさ学園36人	障害児が通園する児童発達支援センターを総合的に運営管理する。	子育て支援部
2	3	1	愛育センター改修費	20,625	16,656	10,536	—	—	—	設備の性能・機能を正常な状態で維持するとともに、療育訓練に必要な機器等を整備して訓練の充実を図る。	子育て支援部
2	3	1	通園費助成費	552	350	515	助成人数	40人	32人	保護者の経済的負担の軽減を図るため、愛育センター（わかかさ学園）の通園に要する交通費の一部を助成する。	子育て支援部
2	3	1	障害者自立支援給付費	9,303,508	9,342,703	9,577,069	—	—	—	身体・知的・精神障害者及び難病患者に対し、障害福祉サービス費及び補装具費の給付を行う。	福祉保険部
2	3	1	障害児通所給付費	1,206,636	1,259,115	1,315,991	—	—	—	児童福祉法に規定されている障がい児に対し、障害児通所支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援）の給付を行う。	福祉保険部
2	3	1	自立支援医療費支給費	1,216,962	1,145,358	1,175,104	—	—	—	身体に障害のある者（児童）に対し、治療効果が期待できる特定の医療を給付する。	福祉保険部
2	3	1	特別支援教育推進費	117,780	116,137	128,592	配置人数	65人	75人	児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導を行うため、補助指導員の配置等を行う。	学校教育部
2	3	1	ノーマライゼーション推進事業費	599	599	599	障害者記念事業参加人数	320人	210	ノーマライゼーション理念の普及啓発を図るため、障害者週間記念事業を実施する。	福祉保険部
2	3	3	子どもの未来応援費	5,550	7,359	1,508	進学・就職等支度金の支給人数	—	4人	子どもの貧困実態を把握するための調査を行うとともに、子ども食堂を運営している団体等への助成や、児童養護施設の子どもや里親制度の里子に対する直接的な支援を行う。	子育て支援部
3	1	1	放課後児童クラブ施設補修費	3,063	3,059	993	—	—	—	放課後児童クラブ施設を良好に維持管理することで、児童に快適な生活環境を提供し、健全育成を図る。	子育て支援部
3	1	1	放課後児童クラブ開設費	125,251	61,238	116,044	待機児童数	132人	0人	待機児童が恒常的に生じている放課後児童クラブの既設置校に第二放課後児童クラブを開設するなど、待機児童の解消を図る。	子育て支援部
3	1	1	放課後児童クラブ運営費	491,684	437,674	539,210	登録児童数	2,572人	2,633人	保護者が就労等によって昼間家庭にいない小学校に通学している児童を対象として、生活指導を行い、児童の健全な育成を図るとともに、子育てと仕事の両立支援を行う。	子育て支援部
3	1	1	子どもの遊び場認証制度事業	0	0	0	登録数	2か所	2か所	小学生に対し、既存施設を活用して、放課後に安全な環境の下、安心して遊び、過ごせる場所を提供している施設を認証する制度を実施する。	子育て支援部
3	1	1	児童センター管理費	56,738	56,568	55,918	来館者数	121,974人	108,523人	児童センターの管理運営を行う。	子育て支援部
3	1	1	青少年健全育成費（再掲）	1,470	1,075	1,350	関係団体や若者と連携した事業を実施した回数	6回	6回	青少年関係団体や若者と連携した事業を行い、青少年の健全育成を図る。	子育て支援部
3	1	1	北彩都子ども活動センター管理費（再掲）	24,721	21,955	22,585	来館者数	25,423人	26,001人	旭川市北彩都子ども活動センターの管理運営を行う。	子育て支援部
3	1	2	児童センター管理費（再掲）	56,738	56,568	55,918	来館者数	121,974人	108,523人	児童センターの管理運営を行う。	子育て支援部
3	1	2	青少年健全育成費（再掲）	1,470	1,075	1,350	関係団体や若者と連携した事業を実施した回数	6回	6回	青少年関係団体や若者と連携した事業を行い、青少年の健全育成を図る。	子育て支援部
3	1	2	北彩都子ども活動センター管理費（再掲）	24,721	21,955	22,585	来館者数	25,423人	26,001人	旭川市北彩都子ども活動センターの管理運営を行う。	子育て支援部
3	1	3	こども向け屋内遊戯場管理費	65,597	65,240	65,147	来場者数	129,074人	118,679人	中心市街地の活性化と子育て環境の充実を目的として、フィール旭川6階において、主に0歳から小学校低学年を対象に、体を使った遊びを通じて、創意工夫や挑戦と達成感、子ども同士の交流などを体験し、学ぶためのきっかけづくりの場となる屋内遊戯場を運営する。	子育て支援部
3	1	3	青少年健全育成費	1,470	1,075	1,350	関係団体や若者と連携した事業を実施した回数	6回	6回	青少年関係団体や若者と連携した事業を行い、青少年の健全育成を図る。	子育て支援部
3	1	3	北彩都子ども活動センター管理費	24,721	21,955	22,585	来館者数	25,423人	26,001人	旭川市北彩都子ども活動センターの管理運営を行う。	子育て支援部

計画の位置付け			事業名	事業費			指標			事業概要	所管部局
基本方向	基本施策	主要事業		H29予算	H29決算	H30予算	指標内容	数値(H28実績)	数値(H29実績)		
3	1	3	春日青少年の家施設管理費	2,264	2,195	2,270	利用者数	829人	721人	春日青少年の家の施設管理を行う。	子育て支援部
3	1	3	あさひかわつ子夢応援プロジェクト (H30新規)	—	—	800		—	—	子どもたちから、将来に対する夢を叶えるために「今、チャレンジしてみたいこと」を募集し、発表・提案内容を審査の上、選考された企画に対して必要な費用を助成する。	子育て支援部
3	1	3	各種大会選手派遣等推進費 (小学校)	1,514	309	2,740	全道・全国大会選手派遣費補助者数	112人	98人	児童の全道・全国大会出場派遣費の一部を補助するとともに小学校体育大会開催負担金の拠出を行う。	学校教育部
3	1	3	体育・文化活動推進費	1,534	1,424	1,366	—	—	—	中学生の部活動活性化及び父母負担軽減のため、消耗品購入費を各学校へ配当する。	学校教育部
3	1	3	伝統文化体験費	367	364	367	和楽器演奏体験を実施した回数	29回	29回	中学生の和楽器の演奏体験、音楽担当教員を対象とした和楽器の実技講習会を行う。	学校教育部
3	1	3	各種大会選手派遣等推進費 (中学校)	5,399	5,412	9,510	全道・全国大会選手派遣費補助者数	490人	452人	生徒の全道・全国大会出場派遣費の一部を補助する。	学校教育部
3	1	3	科学館事業活動費	2,175	1,916	2,083	事業等参加者	52,716人	69,170	子どもをはじめ市民への科学知識の普及、啓発及び科学技術の習得を図るため、各種の事業活動を行う。	社会教育部
3	1	3	博物館管理費	8,428	8,026	8,582	常設展示入館者数	24,511人	27,999人	各種イベントを通じた歴史・文化の紹介や資料の収集・分析・保管、郷土の歴史・文化・自然に関する調査研究を行う。	社会教育部
3	1	3	市民農業ふれあい事業 (子ども農業体験塾)	89	51	179	児童の参加人数	19人	22人	小学4～6年生を対象として、農業・農村における興味の喚起と理解の向上を図るため、水稲・野菜の農作業体験や酪農の作業体験を通じて、「旭川農業」、「食」及び「いのちの大切さ」などについて考える体験学習の場を提供する。	農政部
3	1	3	森林づくり体験活動の推進	10	10	10	児童の参加人数	1人	0人	市有林を市民に開放した「とみはら自然の森」を活用し、林内に自生する野草や樹木の観察などを通じ、森林の役割や大切さを理解してもらうため、自然観察会を実施している。	農政部
3	1	3	水辺環境推進費	10,000	9,612	10,000	子どもの水辺事業活動参加人数	799名	896名	子ども達等と河川とのふれあいを促進させることにより、河川愛護や河川整備の理解を深める。	土木部
3	1	3	子どもの健全育成支援事業	5,386	5,381	5,617	支援対象者	37人	23人	生活困窮者世帯の子どもに対して、子どもの健全育成を図るための支援を行う。	福祉保険部
3	1	3	平和都市宣言図画コンクール (平和都市・市民憲章推進費 (H29終了) ※H30年度から『平和都市宣言絵画展』『平和都市宣言ポスターコンクール』に分割)	207	166	—	応募人数	小学校 39人 中学校 119人	小学校 37人 中学校 147人	次代を担う児童、生徒の皆が平和とは何かを考える第一歩として、平和なまちづくりに理解と関心を持ってもらうため、小中学生を対象に「平和都市宣言図画コンクール」を実施する。	市民生活部
3	1	3	青少年平和大使派遣 (平和都市・市民憲章推進費)	340	247	412	—	—	—	平和都市宣言ポスターコンクールの上位入賞者1名を「平和大使」として被爆地 (長崎市) に派遣し、現地で行われる平和学習や平和施設の見学、被爆体験講話、他都市との交流等を通して、平和の尊さ、大切さを再認識してもらい、派遣終了後は報告パネル展を開催し平和体験学習の成果を広く市民に伝えてもらう。	市民生活部
3	1	3	移動原爆展 (平和都市・市民憲章推進費)	0	0	0	実施学校数	1校	3校	平和なまちづくりに理解と関心を持ってもらうため、希望があった小中学校にて、原爆に関する写真・平和学習ポスターの展示、紙芝居、被爆体験DVDの上映を行う。	市民生活部
3	1	3	平和都市宣言絵画展 (平和都市・市民憲章推進費) (H30新規)	—	—	0	応募人数	—	—	次代を担う児童の皆が平和や平和のまちづくりに関心を持ってもらう第一歩として、小学生を対象に「平和都市宣言絵画展」を実施する。	市民生活部
3	1	3	平和都市宣言ポスターコンクール (平和都市・市民憲章推進費) (H30新規)	—	—	100	応募人数	—	—	次代を担う生徒の皆が平和とは何かを考える第一歩として、平和なまちづくりに理解と関心を持ってもらうため、中学生を対象に「平和都市宣言ポスターコンクール」を実施する。	市民生活部
3	1	3	環境教育の推進	5	2	4	参加人数	44人	38人	自然体験を通じた生物多様性等の環境問題に関する意識の向上を図るため、環境学習バスツアーを開催する。	環境部
3	1	3	社会科副読本作成	982	968	952	作成数 (児童用)	2,950冊	2,950冊	児童期からの環境教育の一環として小3・4を対象に副読本を作成する。	環境部
3	1	3	井上靖記念館青少年エッセーコンクール事業 (井上靖記念館管理費)	指定管理者により実施	指定管理者により実施	指定管理者により実施	応募数	709人	304人	青少年の文学への関心と資質を高めるとともに、詩人であり小説家、そして優れたエッセイストでもあった井上靖の作品を次世代に読み継ぐことを目的とし、青少年を対象にエッセーコンクールを開催する。	社会教育部
3	1	3	伊ノ沢市民スキー場あそび体験事業	507	310	587	H28 夏季・秋季 H29 秋季・冬季	約1,200人 (夏季・3日間) 約500人 (秋季・1日間)	約200人 (秋季・1日間) 約200人 (冬季・半日間)	秋のアウトドア活動をコンセプトとした体験施設を設置する。雪や寒さ等をコンセプトとした、冬の野外活動の体験会を開催する。	観光スポーツ交流部
3	1	3	郷土学習振興費	874	810	784	各種イベント総参加者数 (送迎事業)	962人	951人	屯田兵など郷土の歴史や文化について関心や理解を深めるため、郷土学習に係る講座・講演・イベントを実施する。	社会教育部

計画の位置付け			事業名	事業費			指標			事業概要	所管部局
基本方向	基本施策	主要事業		H29予算	H29決算	H30予算	指標内容	数値(H28実績)	数値(H29実績)		
3	1	3	アイヌ文化振興費	2,172	1,127	1,920	各種イベント 総参加者数（アイヌ文化に親しむ日）	1,468人	1,601人	アイヌ文化の理解の促進と保存・伝承を図るため、アイヌ民族音楽会の開催、アイヌ語地名表示板の設置、「アイヌ文化ふれあいまつり」や「アイヌ文化に親しむ日の」の開催などを行う。	社会教育部
3	1	3	読書環境整備促進費（旭川市子ども読書活動推進計画）	1,150	1071	1,106	児童図書貸出冊数	580,999冊	555,749冊	第3次旭川市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書環境の整備を行うため、講演会や読み聞かせボランティア講座などを開催する。	社会教育部
3	1	3	児童センター管理費（再掲）	56,738	56,568	55,918	来館者数	121,974人	108,523人	児童センターの管理運営を行う。	子育て支援部
3	1	3	劇団四季「こころの劇場」（文化芸術活動振興費）	200	200	213	参加児童数	2,654人	2,554人	市内小学6年生を対象に、ミュージカル鑑賞の機会を提供する。	社会教育部
3	2	1	私の未来プロジェクト事業	3,080	3,078	3,080	—	—	—	小中高生等が親となった時に子育てに責任や楽しさを感じることができるよう、命の大切さや親になることの意識を育む機会を提供する。	子育て支援部
3	2	2	青少年健全育成費（再掲）	1,470	1,075	1,350	関係団体や若者と連携した事業を実施した回数	6回	6回	青少年関係団体や若者と連携した事業を行い、青少年の健全育成を図る。	子育て支援部
4	1	1	北彩都子ども活動センター管理費（再掲）	24,721	21,955	22,585	来館者数	25,423人	26,001人	旭川市北彩都子ども活動センターの管理運営を行う。	子育て支援部
4	1	2	地域子育て活動支援費	3,668	3,215	3,470	会場使用料助成団体数	25団体	21団体	乳幼児の保護者自らが活動する育児サークル活動及び主任児童委員等が実施する子育てサロン活動を支援し、地域活動の活性化を図る。	子育て支援部
4	1	2	地域・学校交流推進事業（生涯学習振興費）	120	102	120	—	—	—	児童生徒と地域住民との交流活動を推進するとともに、市民の生涯学習の推進と地域コミュニティの活性化に寄与するため、地域、学校、家庭が連携して行う各種事業の推進を図る。	社会教育部
4	1	2	うぶごえへの贈りもの事業費	4,471	3,751	4,347	配付件数	2,168件	2,168件	子どもの誕生を社会全体で喜び、その成長を応援していることを子どもや保護者に伝えるため、地域住民の協力を得て、お祝いの絵本を配付する。	子育て支援部
4	1	3	ファミリーサポートセンター事業費	8,746	8,143	8,746	会員数	依頼会員 1,132人 提供会員 243人 両方会員 102人	依頼会員 1,148人 提供会員 194人 両方会員 84人	多様な保育ニーズに応え、保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどの施設を補完する機能として、会員制の相互援助活動を有償で行う。	子育て支援部
4	1	3	こども緊急さばねっと事業費	7,605	6,749	7,605	会員数	利用会員 1,223人 スタッフ会員 163人	利用会員 1,230人 スタッフ会員 168人	子どもの病気時や急な残業等、緊急時の子どもの預かりや送迎等を行うため、会員制の相互援助活動を有償で行う。	子育て支援部
4	1	3	子どもの未来応援費（再掲）	5,550	7,359	1,508	子ども食堂運営費補助金の交付団体数	—	4件	子どもの貧困実態を把握するための調査を行うとともに、子ども食堂を運営している団体等への助成や、児童養護施設の子どもや里親制度の里子に対する直接的な支援を行う。	子育て支援部
4	2	1	女性活躍・ワークライフバランス推進事業費	600	264	500	—	—	—	市内事業者を対象として女性活躍やワークライフバランスの推進に関する研修会、ワークライフバランスの推進に取り組む事業者の表彰等を実施する。	総合政策部
4	2	2	こんにちは赤ちゃんステーション事業	0	0	0	登録数	109か所	109	授乳・おむつ替えのスペースやミルク用のお湯を提供できる公共・民間施設等の情報を収集し、育児中の保護者に情報発信を行う。	子育て支援部
4	2	2	子育て情報サイト維持管理業務	884	884	668	登録数	367か所	438か所	幼児の遊びスペースや子ども向けメニューなどがあり、子ども連れに配慮した企業・店舗を「あさひかわこどもーる」として登録し、ウェブサイトで周知する。	子育て支援部
4	3	1	旭川市子ども条例の普及啓発	0	0	0	—	—	—	旭川市子ども条例の普及啓発を行う。	子育て支援部
4	3	1	児童の権利に関する条約の普及啓発	0	0	0	—	—	—	子育てガイドブックに児童の権利に関する条約の概要を掲載。	子育て支援部
4	3	2	男女共同参画研修会	70	64	79	研修会参加者数	488人	314	男女共同参画に関する意識啓発を図るため、研修会を開催する。	総合政策部
4	3	2	男女共同参画出前講座	21	3	15	出前講座参加者数	497人	969	団体等からの申込みにより、担当職員等を講師として派遣し、男女共同参画の講座やワークショップを実施し、男女共同参画に関する意識啓発を図る。	総合政策部

1 事業名の頭に※がついているものは、該当事業分の切り分けが困難であるため、関連事業の総額を記載しています。

2 表中の「計画の位置付け」にある「基本方向」「基本施策」「主要事業」に記載した数字については、次ページの「旭川市子ども・子育てプランの体系図」を参照ください。

○旭川市子ども・子育てプランの体系図

基本方向1 子育てを支える	
基本施策1 妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業1 妊婦健康相談・診査の推進 主要事業2 親となることの準備支援 主要事業3 不妊対策の推進 主要事業4 母子保健・医療体制の充実 主要事業5 乳幼児健診受診後の支援体制の構築
基本施策2 子育てに関する多様な不安を和らげるための支援	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業1 相談支援体制の充実 主要事業2 子育てに係る情報提供機能の充実 主要事業3 家庭教育活動の充実
基本施策3 子育てに関する経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業1 就園及び就学に係る負担軽減策の充実 主要事業2 子どもの医療費等の負担軽減策の充実 主要事業3 子どもの家庭環境の安定に向けた支援 主要事業4 経済的支援に係る効果的な取組の検討及び実施
基本施策4 乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育ての両立支援	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業1 保育環境の充実 主要事業2 幼稚園における教育環境の充実
基本施策5 ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業1 多様な情報の効率的な提供 主要事業2 子育て・生活支援の充実 主要事業3 就業支援の充実 主要事業4 養育費の確保と経済的支援の充実
基本方向2 子どもの育ちを支える	
基本施策1 社会的自立に向けた教育環境等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業1 小学校、中学校、高校における教育環境の充実 主要事業2 思春期における健全育成に資する取組の充実 主要事業3 若年者の雇用環境の充実
基本施策2 子どもの安全な日常生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業1 交通安全対策の推進 主要事業2 少年犯罪の防止と犯罪等の被害から守るための活動の推進 主要事業3 子どもの日常生活環境の整備
基本施策3 援助を要する子どもが健やかに育つ取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 主要事業1 発達支援を要する子どもへの育成支援 主要事業2 児童虐待防止対策等の充実 主要事業3 社会問題への対応

基本方向3 子どもの主体性を育む

基本施策1 子どもの主体性を育む

主要事業1 放課後の居場所づくり

主要事業2 子ども及び青少年活動の支援

主要事業3 多様な活動・体験機会の提供

基本施策2 社会の一員としての意識を育む

主要事業1 命の大切さを学ぶ機会の充実

主要事業2 社会の一員としての意識を育む機会の充実

基本方向4 社会全体で支える

基本施策1 子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進

主要事業1 拠点施設を活用した全市的なネットワークの形成

主要事業2 地域におけるネットワークの形成

主要事業3 地域活動の担い手の拡大

基本施策2 事業者と連携した取組の推進

主要事業1 男女がともに子育てできる職場環境の整備

主要事業2 事業者と連携した取組の推進

基本施策3 社会全体の意識啓発

主要事業1 社会全体で子どもの育ちや子育てを支える意識の啓発

主要事業2 男女共同参画による子育ての促進



旭川市の子ども・子育て環境の現状と取組の方向性について
平成30年（2018年）8月

旭川市子育て支援部子育て支援課
〒070-8525 旭川市7条通10丁目
TEL (0166) 25-9128
FAX (0166) 22-3275